

平成18年第2回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成18年6月20日 午前10時03分開会

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職指名

町 長 金 長 義 郎

助 役	岩 間 伸 博
教 育 長	三 村 亮 一
総 務 課 長	河原井 宗 蔵
企 画 財 政 課 長	加藤木 昭 博
税 務 課 長	加倉井 一 史
町 民 課 長	三 村 敏 男
保 険 課 長	盛 田 守
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	飯 田 修
都 市 建 設 課 長	小 林 修 一
下 水 道 課 長	阿久津 和 文
会 計 課 長	横 田 栄 子
(収 入 役 職 務 代 理 者)	
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 洋 造
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職指名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	桑 野 智 弘

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成 1 8 年 6 月 2 0 日 (火 曜 日)

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 41 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 42 号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 43 号 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

の一部を改正する条例について

- 日程第 6 議案第44号 城里町障害程度区分認定等審査会委員の定数を定める条例について
- 日程第 7 議案第45号 第 1 次城里町総合計画基本構想の策定について
- 日程第 8 議案第46号 国土利用計画（第 1 次城里町計画）の策定について
- 日程第 9 議案第47号 町道路線の廃止について
- 日程第10 議案第48号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第49号 平成18年度城里町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第12 議案第50号 平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第13 請願第 1 号 産業廃棄物最終処分場建設設置の反対に関する請願書
- 日程第14 陳情第 4 号 「米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を求める」陳情書
- 日程第15 報告第 6 号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正
- 日程第16 報告第 7 号 平成17年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
- 日程第17 報告第 8 号 平成17年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第18 報告第 9 号 平成17年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第19 報告第10号 平成17年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第20 報告第11号 例月出納検査報告（5月執行分）

1 . 本日の会議に付した事件

- 議案第41号
- 議案第42号
- 議案第43号
- 議案第44号
- 議案第45号
- 議案第46号
- 議案第47号
- 議案第48号
- 議案第49号
- 議案第50号
- 請願第 1 号
- 陳情第 4 号

一般質問

午前10時03分開会

議長あいさつ

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

平成18年第2回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算など、ご審議をいただく会議でございます。提出されました諸議案は、条例の一部改正及び第1次城里町総合計画、18年度補正予算などであり、よろしくご審議をお願いするものであります。

なお、16日にご了解をいただきました夏の軽装、クール・ビズへの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

議員の出欠

議長（小林 宏君） 続いて、出席議員数について報告いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

開会の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第2回城里町議会定例会を開催いたします。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（小林 宏君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。
議会事務局長。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

議会事務局長（田上 勤君） 4月、5月の諸般の報告をいたします。

4月3日月曜日でございますけれども、町職員辞令交付式並びに教職員定期人事異動辞

令交付式がございました。いずれも、コミュニティセンター城里でございます。議長出席でございます。

6日の木曜日でございます。県町村会・議長会合同第1回定例会が県市町村会館でございました。議長出席でございます。

11日の火曜日でございます。例月出納検査が本庁舎の3階、委員会室で行われました。鯉淵議員が出席しております。

19日の水曜日でございます。桂地区納税組合長会議並びに七会地区納税組合長会議が桂公民館、七会中央公民館で開催されました。議長が出席してございます。

20日の木曜日でございます。常北地区納税組合長会議、コミュニティセンター城里で開催されました。議長出席でございます。

22日の土曜日でございます。茨城中央農業協同組合第15回通常総代会が笠間市の中央公民館で開催されました。議長出席でございます。

24日の月曜日、水戸地方農業共済事務組合の監査がございました。茨城町の本所でございます。松崎議員が出席でございます。

さらに、市町村長・市町村議会議長会議が県庁9階講堂で行われました。議長出席でございます。

25日の火曜日でございます。城里町農業委員会定期総会、コミュニティセンター城里で開催されました。小松崎議員、三村議員、南條議員が出席でございます。

27日の木曜日でございます。水戸農業協同組合第13回通常総代会が水戸農協本店で開催されました。議長出席でございます。

5月に入りまして、5月11日でございます。木曜日、例月出納検査でございます。本庁舎3階の委員会室で行われました。鯉淵議員出席でございます。

15日の月曜日でございます。城里町開発公社の監査、ふれあいの里の研修室で開催されました。鯉淵議員出席でございます。

さらに、県町村議会議長会第3回定例会が県市町村会館で開催されました。議長出席でございます。

16日の火曜日でございます。平成18年度区長会議がコミュニティセンター城里で開催されました。議長出席でございます。

19日の金曜日、城北地方広域事務組合議会臨時会がコミュニティセンター城里で開催されました。議長、小松崎議員、三村議員、寺田議員、南條議員、小林祥宏議員、関議員が出席してございます。

23日の火曜日でございます。第31回町村議会議長・副議長研修会が開催されました。東京都のメルパルクホールでございます。正副議長出席でございます。

25日の木曜日でございますけれども、城北地方広域事務組合の出納検査、コミュニティセンター城里で行われました。南條議員出席でございます。

同じく笠間地方広域事務組合の臨時議会が笠間市の笠間支所で開催されました。飯村議員、阿久津議員が出席でございます。

26日の金曜日でございます。城里町農業委員会定期総会、コミュニティセンター城里で開催されました。小松崎議員、三村議員、南條議員が出席でございます。

29日の月曜日、笠間西茨城森林組合第12回通常総代会が笠間市のジャスコ内で開催されました。副議長出席でございます。

31日の水曜日、御前山県立自然公園保護管理協議会総会がコミュニティセンター城里で開催されました。議長出席でございます。

並びに、城里町の開発公社理事会が本庁舎2階の会議室で開催されました。議長、鯉淵議員出席でございます。

以上、4、5月の行事でございました。

以上でございます。

会議録署名議員の指名

議長（小林 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

7番 玉川 台 俊 君

8番 南 條 治 君

9番 杉 山 清 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

議長（小林 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

14番鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 去る6月12日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

今期定例会に提案されます議案10件、請願1件、陳情1件、報告6件、合わせて18件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から6月23日までの4日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますようこ

にご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から6月23日までの4日間とされるようご提案がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から6月23日までの4日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

傍聴人1名を許可いたしました。

町長あいさつ

議長（小林 宏君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長、金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） おはようございます。

本日は、平成18年第2回定例議会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。また、日ごろより議員各位には町政運営のためにご尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

なお、去る5月末に、健康増進施設「ホロルの湯」におきましてレジオネラ菌が検出され、営業を自主的に休業いたしました。6月3日に再開をいたしましたが、町民を初め利用者の方々にご迷惑とご心配をおかけしましたことを心から深くおわび申し上げる次第であります。今後は、このようなことがないように、指定管理者、事業者には施設の衛生管理に万全を期すよう指示したところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

本定例議会にご提案申し上げます案件は、議案10件、報告6件であります。ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

また、このたびは、小林 宏議長におかれましては、茨城県町村議長会長にご就任まことにおめでとうございます。健康に十分留意されまして、なお一層今後ますますのご活躍をご期待を申し上げます。

開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。

議案第41号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） これより日程第3、議案第41号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第41号の提案理由につきまして申し上げます。

議案第41号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。城里町地域福祉計画策定委員会、城里町障害者基本計画及び障害者福祉計画策定委員会、城里町要保護児童対策地域協議会、城里町障害程度区分認定等審査会、城里町地域包括支援センター運営協議会、城里町地域密着型サービス運営委員会の委員報酬等を規定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第42号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第4、議案第42号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第42号の提案理由であります。城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院が国家公務員の勤務時間中の休息時間を廃止したことにより、国に準じて町においても休息時間を廃止し、休憩時間を正午から午後1時までとし、就業時間を午後5時30分までに改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第43号 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第5、議案第43号 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第43号 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正され施行されたことに伴い、城里町においても非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の支給額を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第44号 城里町障害程度区分認定等審査会委員の定数を定める条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第6、議案第44号 城里町障害程度区分認定等審査会委員の定数を定める条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第44号 城里町障害程度区分認定等審査会委員の定数を定める条例についてであります。障害者自立支援法第16条の規定により、城里町障害程度区分認定等審査会の委員定数条例を制定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第45号 第1次城里町総合計画基本構想の策定について

議長（小林 宏君） 次に、日程第7、議案第45号 第1次城里町総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第45号 城里町第1次総合計画基本構想の策定についてであります。地方自治法第2条第4項の規定により、平成18年を初年度とする新たな第1次城里町総合計画基本構想を策定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第46号 国土利用計画（第1次城里町計画）の策定について

議長（小林 宏君） 次に、日程第 8、議案第46号 国土利用計画（第 1 次城里町計画）の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第46号 国土利用計画（第 1 次城里町計画）の策定についてであります。国土利用計画法第 8 条第 1 項の規定により、平成18年を初年度とする新たな国土利用計画（第 1 次城里町計画）を策定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小林 宏君） さらに、傍聴人 1 名を許可いたしました。

議案第 4 7 号 町道路線の廃止について

議長（小林 宏君） 次に、日程第 9、議案第47号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第47号 町道路線の廃止についてであります。まず大字上青山地内の町道2078号線については農免道路整備事業に伴い、次に大字石塚地内の町道3030号線については城里町消防署所新設に伴い、それぞれ廃止するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 4 8 号 町道路線の認定について

議長（小林 宏君） 次に、日程第10、議案第48号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第48号 町道路線の認定についてであります。まず国道123号線のバイパス事業に伴い、大字粟地内から大字石塚地内までの国道を123号線の一部を町道1523号線に、次に大字上入野地内の県道石岡城里線の一部について県から移管されるため町道1524号線に、次に大字上青山地内については農免道路整備事業の一部完了に伴い2078号線に、次に大字石塚地内の町道3030号線については城里町消防署所新設に伴い、

次に七会地区の広域営農団地農道2号線ビーラインについては災害復旧工事完了に伴い、町道90号線にそれぞれ認定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第49号 平成18年度城里町一般会計補正予算(第1号)について

議長(小林 宏君) 次に、日程第11、議案第49号 平成18年度城里町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第49号 平成18年度城里町一般会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,754万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ99億2,754万1,000円とするものであります。

歳入では、県支出金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、民生費、商工費、消防費、教育費を追加し、総務費を減額するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第50号 平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算(第1号)について

議長(小林 宏君) 次に、日程第12、議案第50号 平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第50号 平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,155万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,594万3,000円とするものであります。

歳入では繰越金を追加するものです。

歳出では諸支出金を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

請願第1号 産業廃棄物最終処分場建設設置の反対に関する請願書

陳情第4号 「米国产牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書

議長（小林 宏君） 次に、日程第13、請願第1号 産業廃棄物最終処分場建設設置の反対に関する請願書ないし日程第14、陳情第4号 「米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書の取り扱いについて、議会運営委員長よりご意見を賜りたいと思います。

14番議会運営委員会、鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 議会運営委員会を代表いたしまして、請願第1号ないし陳情第4号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

請願第1号 産業廃棄物最終処分場建設設置の反対に関する請願であります。昨年11月に徳蔵地区住民等を対象に最終処分場建設計画の概要説明があり、地域住民の反対請願が出たものであります。慎重に審査をすべく、所管であります教育民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いするものであります。

また、陳情第4号 「米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書については、BSE対策が不完全な牛肉の輸入の再開に反対するものであります。慎重に審査をすべく、所管の産業建設常任委員会に付託をし、会期中の審査をお願いするものであります。

議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長のご発言のとおり、請願第1号については所管の教育民生常任委員会へ付託し会期中の審査とし、また陳情第4号についても所管の産業建設常任委員会へ付託し会期中の審査とすることにいたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号については所管の教育民生常任委員会へ付託し、陳情第4号については所管の産業建設常任委員会へ付託し、いずれも会期中の審査とすることに決定いたしました。

一般質問

議長（小林 宏君） これより一般質問に入ります。

なお、1回目の質問は登壇の上行い、2回目以降は自席にてお願いいたします。

また、質問回数は3回までで、質問時間は60分を超えることはできませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告第1号、11番三村由利子君の発言を許可いたします。

11番三村由利子君。

〔 1 1 番三村由利子君登壇 〕

1 1 番（三村由利子君） 通告によりまず一般質問を始めたいと思います。

まず最初は、少子化問題についてであります。

今回、女性が一生に産む子どもの平均数、合計特殊出生率が過去最低の1.25人を更新したと報道されました。これまでの政府の数々の少子化対策では出生率低下に歯どめがかからないことが判明いたしました。出生率の低下は、将来の人口推計に大きな影響を及ぼすばかりでなく、社会保障制度の支え手の減少などが危惧され、高齢化上昇の問題よりもさらに問題は深刻であるという説もあります。少子化対策は最重要課題として、抜本的な見直しをすると政府が取りかかりました。新しい生命の誕生は、活力ある社会を発展させていく根幹をなすものと考えます。出生率が最低を更新したことに対し、いろいろな意見や考えがあります。これまでの国の対策にはさめた見方をしている人たちもいて、児童手当を拡充させるぐらいでは何も変わらないという考えの人があります。育児休業の取得促進対策など、現実働く人たちにとって、実態と大きな隔たりがあるとさめた見方をする人もあります。

歯どめがかかない少子化の原因はどこにあるのか。その要因は1つではなく、さまざまな要因と言われることがあります。中でも、非婚、結婚をしない、できない。あるいは、結婚が遅い晩婚による晩産化が考えられることや、経済的な問題、育児に対する社会的なサービスの不足、母親への育児責任の過重や育児不安、母親の孤立感、夫の育児・家事に対する支えの不足、また働きやすい職場の不足の問題などが言われております。また、不妊治療に対する援助や理解が極めて少ないことなども考えられます。その他、働き方や生き方が多様化しているために人生設計が描きづらく、家庭を持つことが大人としての責務という価値観の薄れなども影響しているという説もあります。

このように、少子化の要因としてさまざまなことが考えられますが、長期的に人口を維持できる水準、出生率は2.07人と推定されるわけですが、32年間連続で我が国はこれを下回っているという現状であります。そして、今後も減少は続くと推定されております。子どもを育ててみたいと思わせる住みよいまちづくり、子どもの未来のためによい環境づくりが問題解決につながると考えます。

結婚したいが、適当な相手に出会えないことが、結婚がおくれている、離婚者がふえている結果などから、茨城県は少子化対策の一環として、若い人たちの結婚支援対策として出会いサポートセンターを開所いたしました。出生率の全国平均をさらに下回った茨城県の出生率に大きなショックを受け、新規に始めた事業であります。県が直接結婚支援事業を始めることは画期的なことであり、この出生率低下、少子化の問題は深刻であるものと考えられます。県民挙げて若者の結婚支援に取り組む姿勢があり、それを少子化対策の試金石としたいという強い意気込みがあらわれていると考えます。独身でいる理由として、

適当な相手にめぐり合わない、出会いの場がないという人たちのために、城里町としても結婚支援事業を体制化し、推進していくべきかと考えますが、この件につき町長の考えをお伺いいたします。

次に、公営住宅を若年者に向け貸与する考えの質問であります。結婚しない理由の一つとして経済的な問題が挙げられます。結婚しようとする若い人たちに経済的負担が結婚の障害になっているようであれば、行政が2人の新居を確保、援助することにより若い人たちの結婚の後押しとなり、結婚するカップルが町にふえるということにつながると考えます。ふえ続ける未婚率の上昇に歯どめをかけるために、結婚しやすくなる経済的結婚支援策を考えるべきと考えます。次の世代をはぐくもうとする若い世代の経済的な後押しが必要ではないかと強く考えます。超少子化の時代、町は独自の対策として前向きな検討の考えがありますかどうか、町長にお尋ねいたします。

最後に、教育施設の改築整備計画についての質問であります。町村の合併は、合併後の一貫した教育行政のために、学校整備の目標等を明確にし、適正な教育環境を構築して、子供たちの豊かな教育環境の実現を目指すため、合併後の学校整備マスタープランを策定する必要があると言われております。建設計画にも明示されている老朽、教育施設が存在することから、安全とゆとりある教育環境維持のために計画的に整備に努めるという計画の実現に向けて、これからの計画内容をお示しいただきたいと町長にお伺いいたしまして1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 11番三村由利子議員からの一般質問についてご答弁を申し上げます。

第1点目は、少子化問題についてということで、その中で、若い男女の出会いの場を支援する施策を考えてみてはということであります。

少子化のいろいろな要因、それらにつきましては議員ご指摘のとおりだと思います。全国的に1.25と、茨城県は1.24と、そういう状況になってきておるわけでありまして。いずれにいたしましても、子育ての環境、また未婚、晩婚、そういうものが大きな要因になっているのではないかというふうに思っております。

従前、合併前におきましては、各町村等におきまして農業後継者、また在宅後継者、そういうものに対しての出会いの場や結婚相談員制度、そういうものを設けてまいりましたが、実際には実効性がほとんど上がらないというようなことで廃止した経緯もございます。社会全体でそういう心配をしていくということは大事かと思っております。

そういう中で、茨城県の方で、茨城県と茨城県労働者福祉協議会が茨城出会いサポートセンター推進事業というものを行いまして、結婚相談員、また、それらに対する、それらに登録をしてお互いの出会いの機会をふやしていくと、そういう事業が始まるわけであり

ますが、やはり広域的に結婚問題等につきましては推進していった方が私はいいんではないかと思っております。そういう中で、県等とも連絡を図りながらこのような制度を周知広報をしてみたいと、推進してみたい、そのように考えております。

次に、結婚した2人の新居を確保して援助するために、公営住宅を優先的に貸与できないのかということであります。

現在、町営住宅につきましては448戸という総戸数を持っております。2万3,000人の人口規模の町村にあっては、住宅を保有している数はかなり多い方ではないかと思っております。そういう中で、公営住宅のそもそもの考え方でありまして住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するというのが目的となっております、所得制限、そういうものが現在の法的な縛りがあるわけです。そういう中で、その人の所得条件がそれに合致するか、その辺についても十分検討をしてみなければならないと思っております。

また、七会地区に建築をいたしました特定優良賃貸住宅であります、これは、ある一定所得以上の方に入居していただく、そういう目的の住宅であります。それらにつきましても、現在のところほとんど町営住宅は埋まっておりというような状況であります。

結婚する方に優先的にということは、現段階における取り扱いとしてはできないというふうに考えておりますが、できるだけ早く婚約した時点とか、そういう時点に入居申し込み等をしていただいて、自分が選択する住宅に入居していただくということが一番ではなからうかと思っております。

次に、教育施設の改築計画の問題であります、老朽化しておる校舎、体育館等の教育施設がございます。これらの施設につきましては、建築後30年以上経過した校舎、体育館等がございますので、これらについては今後改築整備の事業前というわけですので、これらについては段階的に整備を図るということをしていかなければならないと思っておりますが、学校の再編整備、そういうものの進行状況とあわせながら取り組んでいかなければならないと考えております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） 2回目の質問ですけれども、町長の答弁で、出会いのサポートセンター設置の問題であります、広報活動を推進していくというたぐいご答弁をいただきましたけれども、この少子化問題を真剣に考えるならば、やはり町独自としてそういう出会いの場をふやしていくと、そういうような政策を打ち出すべきではないかなと思うんですね。

結婚の初婚年齢が非常に遅く、つまり晩婚化しているという事実があります。10年前と比較いたしまして、男性は1.3歳遅くなりまして、男性の初婚年齢平均が29.8歳に、女性も1.7歳遅くなりまして、28歳が現在の平均初婚年齢でございます。つまり、初婚年齢が

だんだん高くなってきておりますので、つまり女性が第1子を出産する年齢もさらに平均して上がっております、29.1歳が第1子を出産する平均年齢ということになっておりますので、第1子を出産する年齢が高くなればなるほど、つまり第2子を産む判断が割合が低下するということになってまいります。やはり、どうして晩婚が進むのかというところから探って考えますと、やはりそういう出会いの場が少ないということでありますので、やはり県に準じて、私は城里町としてもいろいろな情報は、これは、完全な情報の保護という観点から、そういうインターネットとか、あるいは相談室などを設けて積極的にそういう仲介をするという姿勢が必要ではないかなと思うんですね。

県の出会いサポートセンターはどういう内容かというふうなことを調査しましたら、日曜、祭日はお休みなんですね。しかも、9時から大体5時ごろまでがその結婚相談受付時間でありまして、働いていてもそういう場がないという方にはやはりそういう時間の制約がありますので、県のサポートセンターを利用しようと思ってもなかなかできないというような、そういう縛りが出てきておりますので、町として何とかこの少子化対策の一環として、やはり出会いの場というものを新しく事業化していけないものかなというふうに思っております。

それから、住宅を若いカップルに貸与するということの提言でございますけれども、今やはり若い人たちは大変将来に希望を持ってない。不安を持っております。そして、自分の暮らして精いっぱいだという方が多いわけでありますね。そういう若い人たちが結婚に踏み切れない理由として経済的なものがございまして、そういう意味で、やはりそういう所得制限ということではなくて、やはり若い人たちの結婚支援策として、老朽化している、建てかえさなくてはならない、あるいは空き家になっているかなり古い住宅などを改築しまして、それを新しいカップルの人たちに貸し出すというようなことをやっていただければと私は強く思っております。やはり、若い人たちの心を動かす、そういうような政策を私はやっていく必要があると思います。住宅を貸し出すことによって、若い人たちがこの町に入ってくる。人を引き込む。それが、町の活性化につながりまして、ひいては人口増加になるという、そういう流れになりますので、私はこの公営住宅を若い人たち向けに、結婚をする、これからしようという人たちに貸し出すような、そういう政策が必要ではないかなというふうに考えております。

今のところ考えてはいないという町長の答弁ではありますけれども、少子化の問題を解決するには、やはり若い人たちを結婚に踏み込ませるという、そういう考えから、ぜひともこの公営住宅、老朽化した空き家をあのままにしないで、若い人向けにリフォームするというような形で、何とかこういう施策を本気でやる姿勢を見せていただきたいと思っております。

それから、学校整備についてであります。築後30年以上たっている体育館施設もあるということでありまして、合併後この計画がまだ整備されていないというふうに理

解してよろしいのでしょうか、先ほどの答弁からいいますと。やはり、これからどんどん児童数も減ってまいります。10年前と比較して、各小学校とも10年後には約半数に減っていくという現状がありますので、やはりそういうことも考えながら、老朽化したから改築工事をするということではなくて、将来を見据えた建築計画というものはやはり必要ではないかなと思っております。

ちなみに、合併協のときの資料から調べたんですが、築35年になっているのは常北中学校でありますね。ことし36年目ですか。それから、古内小学校は昭和49年に建築いたしました、ことしは32年目。沢山小学校が30年目になります、築。それから、石塚小が築27年目、小松小が24年目、坪小が25年目。それから、青山小が22年、北方小が築20年と。それから、七会の小・中学校は平成に入ってから改築されておりますので、これはしばらく先の話かと考えますが、いずれにしても、数年違いですと改築の対象になってくることはもう目に見えているわけですね。そういうことから、やはり整備計画というものはぜひとも必要ではないかなと思います。厳しい財政状況の中で、やはり先を見据えたこの建設計画はぜひとも私は必要ではないかなと思いますので、さらにご検討いただきたいと思いません。

ちなみに、お伺いしますが、30年以上たっている体育館がほかにもあるということではありますが、もし資料がお手元にありますら、30年以上たっている体育館はどこどこのかということをお教えいただければ幸いです。

以上、2回目終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 三村議員からの第2回目の質問であります。第1点目の出会いの場の支援というようなことではありますが、先ほども第1回目に申し上げましたように、いろいろな要素が絡まっているということで少子化を迎えておると。町としまして、少子化に対応する第3子目からの出産育児奨励金等の制度も作りましたが、それより先に結婚していただかなければならないということは十分承知をいたしております。そういう中で、やはり従前のやり方のような未婚者名簿とか、そういうものをつくって持ち歩くとか、そういうことが現在はできなくなったということもあります。そういう個人情報の問題、そういうことも十分考慮しながら、町としてはそういう行事や何かの出会いの場ときに、男女それぞれが出会えるような機会をつくっていきたい、そういうふうにも考えておりますが、先ほど申し上げましたように、県のサポートセンター等の周知広報に努めながら、そういうものに積極的に若い人が登録、参加していただくように周知を図ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、住宅の件であります。公営住宅等につきましては、国の補助事業等で建築をしておる関係でいろいろ制約があります。そういう中で、優先的にというわけにはまいりま

せんが、いずれにいたしましても、若い人が住む環境がよくなるというようなことで、逆に言えば、民間事業者が進出してきていただいてそういう事業ができるような、そういうふうになっていった方がかえっていいのではなかろうかと、そういうふうなこともあります。いずれにしましても、二本立て、三本立てのような形で、官と民がそれぞれ力を合わせながらそういう住居環境を整えていくべきではなかろうかと思っております。

次に、学校の整備、教育施設の整備であります。議員おっしゃるように、将来の生徒数の問題、そういうこともあります。先ほど申し上げましたように、学校再編の問題等とあわせて十分検討してまいらなければならないと考えておるところであります。

体育館で30年以上たっており施設等につきましては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

議長（小林 宏君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長海野勝美君登壇〕

教育委員会事務局長（海野勝美君） それでは、三村議員さんにご答弁を申し上げたいと思います。

30年以上の屋内運動場でございますが、小松小学校を除いて、古内小学校の屋内運動場、それから坏小学校、それから岩船小学校、北方小学校、沢山小学校、中学校では桂中学校であります。

以上です。

議長（小林 宏君） 11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） 最後の質問でありますけれども、町の行事のときに県のサポートセンターのPRをしていくというようなお考えでありますけれども、ちょっと弱いかなというふうに私は思います。やはり、町内でもまだまだ結婚にめぐり会えないという方が多々いらっしゃると思います。県のサポートセンターにはいろいろ制約もあります。県のサポートセンターでも、町村の協力をぜひとも請うというようなことを言っておりますが、町としてはどういうふうなそういう支援をして、県のサポートセンターに対してどういう姿勢で臨まれていくのか、そういう要請に対してですね。それもお伺いしたいと思います。

とにかく、結婚をしないことには、町長も言うように少子化の問題は、解決に至りませんので、とにかく出会いのない人たちが大変多いわけでございますので、出会いの場を設けるということにつながるといいますので、これまで行政がそこまではしないというのが、行政がやることにタブー視されてきたわけですが、今はそんなことを言っているときではないと。この少子化の問題、殊にこの茨城県におきましてはもう後にはないというような状況でありますので、どうぞ前向きな考えをいただきたいと思っております。

それから、住宅の貸与の問題であります。国の補助で建築をしているということですが、若いカップルの経済的な支援として、やはり所得制限というものを緩和して、

できるだけそういう人たちに町として支援をし、若い人たちがこの町に定住できるような、そういう新しい施策に積極的に取り組んでいただきたいと思います。合併して明るいニューコースがなかなか聞けないこのときに、町として少しでも若い人たちの心を動かせるような、そういう施策ができたならば大変うれしいかなと思っております。

それから、教育施設については、軒並み体育館は30年以上ということですので、なおさらこの整備計画というものは、これからしっかりと立てていかなければならないかなというふうに考えます。学びを支える教育の拠点でございますので、やはり目標と準備をしっかりと、この整備計画がぜひとも実現できますようお願いをしておきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 第1点目の少子化問題、それから2点目の若い人の新居の問題、それから教育施設の改築整備計画の問題、これらにつきまして1回目、2回目、3回目とご質問をいただきましたが、それらの趣旨を十分にとらえながら今後進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 以上で、11番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、3番阿久津則男君の発言を許可いたします。

3番阿久津則男君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

3番（阿久津則男君） 3番阿久津則男でございます。

それでは、通告順に従いましてご質問させていただきます。

まず最初に、デマンド交通システムについてであります。

コミュニティバスが計画されまして、昨年より議会でいろいろ質問されてまいりました。そして、ことしデマンド交通システムということで2,440万円の予算が可決されたわけでございます。急に名称が変更され、住民ともども戸惑っておりますが、このデマンド交通システムは、地域の高齢者及び子供たちの弱者に対しての強い見方になると思われまので、私は大変期待しております。

そこで、デマンド交通システムの詳細計画はどのようなものかお伺いいたします。

まず、1点目、登録カード及び利用券とはどのようなものか。また、この登録カードには基本的に町民が対象なのかをお伺いいたします。

2つ目、運行時間ですけれども、何時からで、1日何本予定しているのかをお伺いします。また、運行範囲はどこまでなのかをお伺いしたいと思っております。

3つ目、出発場所は何カ所予定しているのか。また、バスは何台用意するのかもお伺い

したいと思います。

4つ目、運賃体制であります、どのような方法を考えているのか。一律でいくのか、また金額が決定していればお伺いしたいと思います。

5つ目、バスの委託方法ですが、どのように考えているのか。また、小型バスとは何人乗りなのかもお伺いしたいと思います。

6つ目、デマンド交通の担当職員は何名を予定しているのか。また、これは社会福祉協議会の職員なのか、あるいは役場職員なのかもお伺いしたいと思います。

7つ目、備品購入費1,120万円とありますが、これは毎年かかるものなのか。また、2年目からは委託料を含めましてどのくらいの予算を考えているのかをお伺いしたいと思います。

8つ目、診療所バス廃止によりまして、どのくらいの金額が節減できるのか。また、今後の患者送迎はどのような方法を考えているのかをお伺いしたいと思います。

9つ目、保健センターの送迎車両も廃止を考えているのかどうかをお伺いしたいと思います。

10番目、七会地区ですけれども、茨交が廃止になります。そこで、高校生で茂木、笠間、常北高校と通っている生徒がおりますが、この高校生に今後どのような方法を考えているのか。これにつきましては、毎日利用している生徒もおります。また、雨の降ったとき利用する人とかまちまちですけれども、バスがなくなると大変困る家庭がありますので、前向きな答弁を期待しております。

11番目は、内容が1番と重複いたしますので、割愛させていただきます。

次に、消防署所設置と消防团组织についてであります。

1つ目、若い人が消防団に入団しないと。団員の確保は大変難しくなっていると聞きます。これは、景気の悪い中、仕事を犠牲にできないという現実もあるんだと思います。これからの少子化を見ても、ますます入団する人が少なくなり、消防団の存続にも影響が出ると思われま。消防車両があっても、出動する団員がいなければどうにもなりません。そこで、消防署所設置で町消防团组织の再編成の考えはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

2つ目、消防署所設置で、消防、救急車の出動範囲はどのようになるのか。例えば、水戸市に近い那珂西地区はどちらが受け持つのかをお伺いしたいと思います。

以上、1回目よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 3番阿久津則男議員からの一般質問にご答弁申し上げます。

第1番目のデマンド交通システムについてということですが、このデマンド交通といいますか、このバスの地域コミュニティバスシステム等につきましては、庁内にも検

討会、そういうものを設けまして検討をしてみいました。バスの概念としては、コミュニティバス、いわゆる地域バスというふうなことでとらえながら検討をしてみたわけです。そういう中で、いわゆる循環バス方式なのか、有償ボランティアの送迎方式なのかとか、また今回取り上げております乗り合いタクシー方式のデマンドバス方式だとか、そういう中で、やはり経済的、それから効率的にはデマンド方式がいいというような方向で推進をしてみたいと考えておるところであります。

登録カード、利用券はどのようなものかということですが、登録につきましては、ドア・ツー・ドア、本人の家の入り口、角、そういうところから利用するところまで行くと、そういうものでありまして、基本的に利用登録者は町民であります。また、利用券につきましては、お金の現金やりとりじゃなくて、回数券を事前に購入していただいてそれでそれらで支払っていただく、そういう方式になるということになります。

次に、運行時間ですが、午前8時から午後4時までというふうに考えております。目安ですが、1時間に約1回ぐらい運行するというふうなことで、予約が入れば配車ルートに従って運行するということになりまして、その範囲は町内全域というふうになります。

次に、3番目の出発場所ですが、出発といいますか、基本的には基地車庫は1カ所になるわけでありまして、そこから昼間いわゆる各地域に出かけていくというような状況になるわけでありまして。

次に、4番目の運賃体系ですが、利用料金等については、最終的には運行委員会、そういうものの中で協議、決定をしてみたいと考えております。1回の利用料金等につきましては、導入してある21市町村等も調査をいたしました。そのうち16市町村が300円というふうになっておりますので、これらを利用料金の設定の参考にしてみたいと考えております。

次に、バスの委託方式ですが、これはタクシーワゴン車の借り上げ方式で考えております。

次に、デマンド交通の担当職員は何人を予定しているのかということですが、運行主体としては現在社会福祉協議会を考えておりますが、業務の受付業務、配車ルートの決定、またオペレーター、そういうものは通常常時2名というふうに考えておりますが、2名を通常としますので、休みとか、そういうこともありますので、想定としましては四、五人を確保しておいて2名常時勤務をすると、そういう形になるものと思われまして。

次に、備品購入の1,120万円が毎年かかるのかということですが、備品購入につきましては今年度のみとなります。

次に、診療所バスの件ですが、診療所バスの廃止によって、どのくらいの金額が節減できるのかということですが、診療所バスの廃止によって、1,104万1,000円の削減となっております。また、福祉バスは287万1,000円です。それ以外に、現在代

替バスで茂木の方面へ向かっておる代替バス654万2,000円を城里町が負担をしておるわけであります。そのほか、茨交に茂木として525万5,000円を負担をしておりますので、茂木分がふえるということになり、茂木が定期バスの廃止をしておりますので、それらをこちらが負担していくということになれば、約2,500万円ぐらいの経費が現在かかっているところであります。

次に、保健センターの送迎用車両も廃止を考えているのかということですが、これらは福祉バスを指しているのかと思いますが、福祉バス等につきましても、試行が終わった後本格的な運行に入れば、この方式を利用させていただくと、そういうことになると思います。

続きまして、茨交廃止で高校生に対してどのような方法を考えておるのかということがあります。茨城交通においても最近多くの路線を廃止路線として計画をしておりますが、茂木高校ばかりではなくて、太田方面、水戸、笠間方面、それらにすべてかかわってくる問題であります。これらにつきましては民間バスルートの問題であります。これは、今回のデマンドバスとは切り離して別な観点で考えてまいりたい、そのように考えております。

以上で、デマンドバスについてのご答弁とさせていただきますと思います。

続きまして、消防署所設置と消防団の組織であります。

議員おっしゃるとおり、若い人が少なくなってきた団員の確保が難しいということは現実かと思えます。国の方針としましても、消防の補助事業の導入や隊員が活動しやすい環境等の整備を進めておりますので、県、町村もこれらに際しまして、消防団の再編については消防団員を減らさないというふうな方向で再編を進めていくということで、その方向性を示しておるところであります。

現在、町の消防団は、連合消防団として旧町村ごとに3消防団に消防防災活動に当たっていただいております。これらにつきましても、常備消防である消防署所の設置にあわせて消防団の再編成を予定をしておりますところではありますが、先ほど申し上げましたように、団員数を減らさない、そういうことを前提にしながら消防団の組織の再編成を検討していきたいと考えておるところであります。

次に、消防署所設置、消防救急車の出動範囲はどのようになるのかということですが、現在常備消防においては常北、桂地区が水戸消防、七会地区が笠間消防ということで委託をしておるわけですが、普通の火災の場合は2ないし3隊が同時に出動するというような体制になっておるわけであります。普通の場合は2隊出動ということであります。水戸消防本部、また、現在は笠間市の消防本部、それからそれぞれ2隊の出動ということが基本的になっておるわけであります。町内に消防署所が設置された場合でも、これらに準じて2隊出動と、そういう体制になるわけですが、那珂西から来るか、北消防署から来るか、また内原から来るかというような体制になるということであります。

最寄りの消防署が出動すると、そういう状況になるものと思われま

す。

議長（小林 宏君） 3番阿久津則男君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

3番（阿久津則男君） 7番で2年目はどのくらいの予算かというのを書いておいたんですが、この答弁なかったんですが、わかりますか。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 次年度からにつきましては、車の借上料及びオペレーターの人件費等として約2,000万円程度を想定しております。

議長（小林 宏君） 3番阿久津則男君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

3番（阿久津則男君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

登録カードですけれども、これは当初何名くらい予定しているのかお伺いしたいと思います。

それと、この登録カードというのはどういうものか。料金はかかるんでしょうか。それとも、1軒で世帯主だけが登録すればいいのかどうか、そういう点をちょっとお伺いしたいと思います。

それと、利用券は回数券ということで今説明ありましたが、回数券というのは金券ということで、高齢者にとっては大変危険なものかなと私は感じております。例えば、紛失したり、あるいは忘れてしまったり、そういうこともありますし、またこの利用券というのは印刷所で当然印刷するんだと思います。これは、地元の印刷屋さんなのかどうかわかりませんが、そういうこと、あるいは保管場所などもありますし、犯罪面としても危険性はあるのかなと感じます。それで、当然デマンドに乗ってその利用券を忘れてしまった場合はどうするのかということなんですが、そこで現金を認めるということであれば、私は最初から現金がいいのかなと感じております。そこをもう一度お伺いいたします。

また、2番目といたしまして、説明では30分前に予約ということですが、この時間というのは徹底するのか。それとも、例えば15分前でも支障がなければケース・バイ・ケースでやるのかどうか。

それと、運行日ですけれども、日曜、祭日は運転するのかどうかですね。先ほども三村議員さんからありましたけれども、日曜、祭日運転しない場合は、そのなぜ運転しないのか、理由をお伺いいたします。

あと、この事業で運輸局の許可が必要だと思うんですが、これは町が申請するものなのか、あるいは業者が申請するものなのか。そして、既に申請してあるとすれば、いつのころ許可がおりるのかお伺いしたいと思います。

3つ目、前の説明ではバス3台というような話でしたけれども、このバスを例えば業者が用意できないというようなときはどうするのかということをお伺いしたいと思います。

それと、出発場所ですけれども、1カ所ということでしたけれども、この業者というのは地元の業者を予定しているのか。また、何社くらい予定しているのかお伺いしたい。

あと、この帰りの対策ですね。行きはいいですけれども、帰りの対策。バス3台ということですが、城里町広いですので、1時間ごとに送迎できるのかという問題もあると思います。例えば、バスに乗って全員がおりたというときに、例えば10分、15分で買い物が終わるというときに待っていてもらえるのかどうか、それもちょっとお伺いしたいと思います。

4番目の運賃体制ですけれども、一律300円にしたいということですが、診療所に行く場合、片道300円、往復600円。現在は無料で送迎バスが走っております。介護保険料も上がりましたし、有料600円というのはどうしても高齢者にはきつい現実だと思います。できることであれば、診療所利用の場合は、当初の目標でありましたワンコイン、100円、往復200円くらいでできないものかどうかお伺いしたいと思います。

次に、5番目、バス委託ですが、この業者の収入というのは委託料だけなのか。それと、この300円という料金は業者がいただくのか、町といたしますか、社協がいただくのかお伺いしたいと思います。

それと、先ほど小型バスは何人乗りかというのを付け加えたんですが、それもわかればお伺いしたいと思います。

それと、6番目は結構です。

7番目、備品のシステム機器ですが、これは毎年買わないということで、ただ耐用年数は何年くらいもつものなのか。また、買いかえるときは、この間もありましたけれども、ホールの湯で。町が負担するのか、それとも業者が負担するのかお伺いしたい。

2年目の予算約2,000万円というような話でしたけれども、委託料は幾らなのかお聞きしたいと思います。今年度の委託料1,000万円というのは1月から始まると聞きましたが、1月から3月分、3カ月分なのかどうか、それもお伺いしたいと思います。

8番目、診療所バス廃止により1,000万円ちょっと節減できると。あと、茨交バスなどで2,500万円でしたか、節減できると聞きましたが、その金額でこのデマンド交通を運営しようとしているのかどうかをお伺いしたいと思います。

患者送迎についてなんですが、七会診療所の場合は、毎回塩子方面、徳蔵方面各六、七人マイクロバスに乗っているという話を聞いています。金曜日は各十二、三人乗るというような話を聞いております。塩子方面が30分から40分かかると。徳蔵方面が50分から60分かかるとのことです。これを石塚地区から来て送迎しますと相当の時間がかかってしまう。1時間ごとに診療所を何回も往復するよりは、私は今までのように時間を決めて、例えば塩子方面は9時とか、徳蔵方面は10時とか決めた方が送迎のロスも少なく、そこで

料金も下げられるのではないかと思うのですが、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

それと、これは診療所の方も、先生ですか、これもある程度まとまって患者が来てくれた方が私はいいのではないかと思うんですね。そういう点、医師とのコンタクトといいですか、連絡をとれているかどうかをお伺いしたいと思います。

9番目の保健センターの送迎車両につきましては始まるというようなお話でしたけれども、車いすの方や認知症の方などがおりますので、運転手1人というのは余りにも危険じゃないかと思うので、経費節減ばかりじゃなくて、安全第一で計画してほしいと思います。

それと、このデマンド交通ですけれども、今言ったように、障害者は乗ることができるのかどうか、それもお伺いしたいと思います。

10番目、茨交廃止につきましてですけれども、この高校生につきましては教育問題ですので、当然真剣に考えていただきたいと。もちろん、町内という方向もわかりますけれども、利便性ですね。いろいろな面で、この保護者も車の送迎をしている人は確かにたくさんおります。どうしても家庭の事情でバスを利用しなければならないという生徒もおるわけでございますので、路線バスの廃止になったところは、高校生の送迎対策だけはやっていただきたいと思っております。もちろん、そのときには、8時ということでしたけれども、出発時間が。やはり7時台にしてもらわないと間に合わないということもありますが、町長は別な方法を考えるというような話でしたので、もしその別な方向でも結構なんです、方法が答えられるのであれば、今答えていただきたいと思います。

それと、高校生とは別なんです、七会地区は、茨交が廃止になりますと、高齢者など車の免許を持っていない人がたくさんおります。この人たちは、路線バスが廃止になったことにより、54年前に七会地区は戻ってしまいます。七会地区に限らず、路線バスのない地区は、廃止になった地区は、茂木、笠間などですね、デマンド交通システムで補っていただければ私は幸いです。当然、料金は別料金いただくということで結構だと思いますので、ぜひ検討していただきたい。

次に、消防についてであります、城里町に消防署所ができれば当然検討する問題であると思います。先ほど消防団員は減らさないということで、私もそれには賛成です。ただ、車両は減らしてもいいのかなという気はいたします。その再編成を行うということでしたけれども、何年度に行うのかお伺いしたいと思います。

また、消防、救急車の出動範囲についてですけれども、火災というのは人命、財産を守るというのが一番大事であります。すみません、ここですね、那珂西地区はどちらから来るというの……。じゃ、那珂西地区は水戸から来るんでしょうか。

議長（小林 宏君） 質問終わった中で答弁をもらったら……。

3番（阿久津則男君） じゃ、わかりました。七会地区は現在、大網、真端地区は笠間消防から10分以内で来ております。徳蔵、赤沢地区が15分以内ですか。これが、城里町か

らなりますと、いろいろ答弁ありましたけれども、20分から30分かかってしまうというようなことになります。以前塩子で火事があった場合に、笠間署が出動できなくて出払っていて、友部消防署が出動してくれたということがありました。そういった隣接の消防署と、そういった特別な契約というんでしょうか、決まり事があるのかどうかですね。もし、そういうことができるのであれば、私は大網、真端、あるいは徳蔵、笠間から出動できないものかどうか、そういった特別な契約が結べないかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

以上で2回目を終わりにします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） デマンドバスの詳細といいますが、細部の方式、それらにつきましては担当課長の方からご説明を申し上げたいと思います。

また、消防署所の件であります。これらについても細部につきましては担当課長より申し上げたいと思いますが、那珂西地区はというお話でございますが、那珂西地区は飯富から来るということではなくて、最寄りのところからそのときの状況に合わせて出動してくると、そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

それと、笠間地区との問題であります。大規模災害とか災害等については応援協定、そういうものが必要かと思いますが、そういう中でどこまで協定ができていくか、そういうことを今後詰めてまいりたい、そのように考えております。

それと、消防につきましては、不足の点につきましては担当課長よりご答弁を申し上げたいと思います。

以上であります。

議長（小林 宏君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 1点目の人数でございますけれども、アンケート等によりまして84人を想定して計画を策定しております。登録に伴う料金等は一切かかりません。

それと、利用料金の回数券でございますけれども、やはり現金で取り扱いますと、車内の取り扱い、あるいは金銭等のトラブル、おつりの問題等が出てまいりますので、事前に利用券を購入していただいて対応したいと思います。1枚300円という利用券をつくることで今考えております。

忘れたらどうするのかということでございますけれども、車内でも現金はやりとりをしないで運転手さんに持っていただいて、1回回数券を買っていただいてやるようになりますと思いますので、そのような取り扱いを車内でできるように、忘れた方の対策は考えてまいりたいと考えております。

それと、30分前配車は徹底するののかということでございますけれども、30分前ということは、原則それでやっていきたいと考えております。配車関係が出てまいりますので、迎えに行くのに町内の場合30分程度かかるかなということを考えておりますので、30分前、あるいは前日とか利用する場合は、30分前ですので、前日でもその前の日でも予約は可能でございますので、30分ということはそれで予約を受けるということで考えております。

それと、運行日、日曜、祝日はやらないのかということでございますけれども、導入している市町村は、ほとんどが月曜から金曜日でございます。土日については家族等の対応をするということで、ほとんどのところが月曜から金曜で対応しております。当町は、診療所バスが土曜日運行しておりますので、今考えているのは土曜日も運行を考えております。

それと、配車関係ですが、先ほど町長1カ所ということで、朝夕は1カ所でございますけれども、その後は試行運行を行いますので、その中で役場に置くか、支所に置くか、桂支所、七会支所に置くか、それは運行の中で利用状況を見ながら判断をしております。今年度は3カ月予算を計上しておりますので、その中でも状況を見ながら対応をしていきたいと考えております。

診療所バス往復600円は高いのではないかとということでございますけれども、料金については、先ほど町長からありましたように、16市町村で300円ということでございますので、その中で運行委員会がありますので、料金の設定、最終的にはその中で決定をしてみたいと考えております。16市町村が300円ということで、現在はそれを考えております。

あと、バス運行ができないときはどうするのかということでございますけれども、町内に今運行2業者ございますけれども、運行主体と契約をしてみたいと思いますので、そういうことは契約ですので、ないと考えております。ジャンボタクシーですので、小型で10人乗りを想定しております。

帰りの対策ですが、帰りにつきましては、その利用した場所から情報センターの方に電話をいただいて、3時ごろとか2時半ごろ、ここへお願いしますという連絡をいただければ、情報センターの方でそのほかの利用者等により配車ルートを決めまして、迎えに行き自宅まで送るということになります。

委託の件でございますけれども、委託以外に乗車収入、あと雑収入がある場合もございますけれども、それ以外は町の補助金ということで考えております。今年度につきましては1,000万円というお話でございましたけれども、当初予算には3カ月で400万円を計上しております。

機器の耐用年数、ちょっと詳細はわかりませんが、耐用年数過ぎて更新、またこの更新システムは3年目、福島県の小高町が導入しまして3年目だと思っておりますけれども、あと耐用年数が来て交換する場合は町の方で対応することになるかと思っております。運行主体

につきましては、先ほど申しましたように乗車運賃等で、その以外は町補助金ということで考えておりますので、機器についても町の方で対応することになると考えております。

それと、診療所バスが六、七人乗る、あるいは10人というお話がございましたけれども、予約をいただければ、今3台想定していますので、10人ですので、それオーバーする場合は、ほかのタクシーを情報センターの方で予約状況により配車をしますので、その配車2台になる場合があるかと思いますが、それは予約を確認をして配車するという事で対応をしてみたいと思います。

路線を決めてというお話でございますけれども、路線を決めるといって、利用する人が診療所のバスに限られてしまいますので、常北地区は現在運行していません。七会地区と桂地区ということで、皆さんが利用できるような方法でデマンド交通を導入しておりますので、このシステムで進めていきたいと考えております。

それと、車いすと認知症でございますけれども、これは保険課の方で介護保険の送迎サービス事業で実施しております。付き添いの方に一緒に乗っていただいて送迎のサービスをするということで実施しております。

それと、高校生の対応をお願いしたいということでございますけれども、今議員から茂木、笠間、常北という話ございましたけれども、町内を考えると、ほかに学校は水戸市内にもたくさんありますので、その3校だけに対応することは現在は考えておりません。

茂木につきましては、昨年度高校の生徒さんにアンケートをしております。現在、2年生が2名で、1年生が1名、3名かと思うんですが、茂木高校へ通っております。そのほか、1年生には桂地区の御前山から1名通っておりますので、全部に対応をするとすると、おっしゃるように、今の3校を考えていくと、町から通っている高校全部の対応ということとはちょっと無理でございますので、それぞれに対応をしていただくことになると考えております。

国への申請につきましては約3カ月から4カ月かかるということで、これから申請をしてみたいと思います。町で申請をしていくようになるかと考えております。これから運行委員会の中で今出た問題につきましても検討をしまして、町民がだれでも利用できるような運行システムを構築をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 総務課長。

〔総務課長河原井宗蔵君登壇〕

総務課長（河原井宗蔵君） それでは、阿久津議員さんの質問にお答えします。

先ほど町長が消防団の再編検討しているということで、再度、何年度に再編するかというご質問でございますけれども、これにつきましては、消防署所が19年4月に発足しますので、その体制が整いましたら、それにあわせて、現在常北、桂、七会、それぞれ旧

分団が消防団になって連合団として現在活動していますので、それらを消防署所の稼動にあわせて検討してまいりたいと考えております。

それから、先ほど町長が那珂西地区の出動関係についてご答弁申し上げましたけれども、これにつきましては、那珂西地区が火災となった場合は、城里出張所、それから飯富出張所、それに加えて水戸北消防署、あるいは赤塚、内原あたりからも出動することになっております。

それから、大綱、真端地区でございますけれども、これにつきましては城里出張所及び内原出張所、それから水戸北消防署、それから飯富赤塚出張所、これが出動範囲になります。

それから、笠間市との応援協定でございますけれども、平成19年4月になりますと、笠間市と城里町は委託事務を解消して水戸市との一元化になるわけでございますけれども、その場合の七会地区の消火・救急活動の基準体制といたしましては、城里出張所及び内原出張所と水戸北消防署、それから飯富赤塚出張所が出動の署となるわけでございます。

それから、笠間市との応援協定はどうかということでございますけれども、水戸市に消防事務委託一元となりますので、その場合には、水戸市と笠間市が既に消防の応援協定を結んでおりますので、笠間からの出動は可能でございます。それから、茨城県の広域消防応援協定もございますので、大規模な林野火災とか災害のときにはそういうことも応援協定に結んでありますので、その方でカバーできると考えております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 3番阿久津則男君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

3番（阿久津則男君） デマンド交通についてですが、1番目の84名という数字がちょっと私わからないんですが、それを説明していただきたいと思います。

日曜、祭日に運行しないというのは家庭があるからだということかもしれませんが、そうしますと、ほとんど子どもはこのデマンドは利用できないというようなことになってしまうのかなと思います。もし、その業者が日曜、祭日に運行したいというような要望があったときはどうするのかお伺いしたい。

また、この事業今始まるうとしているんでしょうけれども、運輸局から何か指摘されていることがあればお伺いしたい。なければ結構です。

それと、その運輸局には、例えばもう既に日曜、祭日はやらないとか、あるいは町内だけだとか、そういう言葉も入って申請してあるのかどうかお伺いしたい。

それと、3番目、業者はバスを用意できるということでもいいんでしょうか。

それと、4番目の運賃体制ですが、300円というのをもしその業者がノーと言ったときはどうなるか。また、この診療所を利用する場合、先ほどやっぱり申しましたように、できれば料金を下げていただきたい。これは、恐らく実際始まればいろいろ苦情が来る問

題だとは思いますが、できれば下げて、診療所の患者を減らすようなことのないようにしてほしいと思っております。

5番目のバス委託ですけれども、年間の委託料で間に合わなかったときは町の補助金を出すというようなお話でしたけれども、どの程度まで出す予定なのか。

7番は結構ですね。

8番目の診療所の患者輸送につきましては、今も申しましたように、患者が減る可能性は私あると思います。そうなりますと、今度、逆に重病の患者がふえてしまうのかなと。減る分町の負担は少なくて済むかもしれないけれども、重病患者がふえれば私は何にもならないのではないかと思いますので、診療所につきましては桂、七会ありますけれども、送迎料金は安くしていただきたいと。検討委員会でもよろしくお願ひしたいと思ひます。

9番目も結構ですね。障害者は利用できるということですね。

10番目、路線バスが廃止になりますと、我々はいいんですけれども、高齢者の足というのはやはり町が確保してあげなければならないと思ひます。そして、担当が社会福祉協議会ということなんですから、やはり高齢者を見捨てるようなことはしてほしくない。ぜひ、弱者の強い味方になるようなデマンドであってほしいと。ですから、路線バスの廃止になった地区は、やはりデマンドで補っていただきたいというのが私の願ひでございます。

デマンドについては以上でございます。

それと、消防についてですけれども、1番目は結構ですが、19年度にやるということでもわかりました。

2番目の水戸消防署ですけれども、18年度3億1,000万円ちょっとですか、委託料を支払っていると聞きます。先ほどの総務課長の答弁で、笠間からも対応ができるようなお話をいただきました。大変うれしい答弁でありましたが、できれば徳蔵地区といいですか、今言いました真端、徳蔵、赤沢、大網ですか、この地区は、ここ10年間で民家の火災というのは6件か7件です。ですから、民家の火災だけでも笠間の消防から出動していただければ私は幸いなのかなと、そう思ひますので、その辺も、今無線があるんでしょうから、民家が燃えたというときには笠間から近いところで応援体制いただきたいと、そのように願ひしております。

どちらにしましても、火事あるいは交通事故というのは人命、財産を守るというのが基本だと思ひますので、私は、水戸、大宮、そういうところを言っているんじゃないかと、やはり近いところの警察署、あるいは消防署が出動するのが当然の責務だと思ひますので、そのときにかかった出費は町が負担するということでもぜひお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わりにします。

議長（小林 宏君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 阿久津議員さんのご質問にご答弁したいと思ひます。

業者の要望等があればということでございましたけれども、こちらから願いますので、業者の要望を聞きながら頼むようなことを今のところは考えてございません。

それと、84名につきましては、昨年度アンケートをとりましたその中、から出てまいりました数字でございます。それによりまして予算等も計上しております。

委託でございますけれども、先ほど申し上げましたように、料金等以外につきましては町の補助金を考えております。

それと、診療所バスの利用は料金を安くしてということでございますけれども、それと重病患者等でございますけれども、現在月曜日から土曜日ということで考えておりますので、その時間は予約をしていただければ迎えに行きます。原則乗り合いでございますけれども、その地区が1人であってもバスは回すようになると考えております。

それと、病院につきましては町内にもございますので、そこにこれを利用して行くということもできますので、桂地区、七会地区ということじゃなくて、町全体ということで考えて進めております。

それと、運行委員会につきましては全然まだコンタクトをとっておりませんので、土曜とか日曜とか、そういうお話は全然しておりません。

高齢者の足の確保でございますけれども、診療所バスを回しますけれども、それも停留所まで来ないと乗れないということで、前の一般質問のときもご答弁申し上げましたが、ドア・ツー・ドアということで、家まで行ける、家の入り口で乗れるということで、高齢者の方には十分配慮をしたシステムだと考えております。

それと、土曜、日曜でございますけれども、視察に行った市町村で、利用している人の話をちょっと聞かせていただいた話の中に、やはり料金はかかりますけれども、バスで気兼ねなく行って帰ってきた方がいいという声が結構あったというお話でございます。

いずれにしても、町内全域を同一に考えておりますので、料金設定につきましても、利用につきましても町内一律で考えて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 以上で、3番阿久津則男君の一般質問を終結します。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1時01分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第3号、7番玉川台俊君の発言を許可いたします。

7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） 平成18年第2回議会定例会に当たり、通告によるところの一般質

問を始めます。

初めに、教育行政について伺います。

毎年4月に茨城県全体で学力診断テストが行われ、県の平均と比較をして児童・生徒の学力を把握し、適切な教育が施されるように診断テストを活用されていると聞き及んでおります。

そこで、昨年テストの結果から城里町の児童・生徒の学力をお聞きしましたところ、小学校はほぼ県平均ながら、中学校は若干平均を下回るということでありました。そこで、学力向上の取り組みを質問したところ、城里町では一人一人に確かな生きる力をはぐくむ教育を学校教育の目標に掲げ、5つの重点目標を置き、3つの努力目標を掲げ設定しているということでありました。3つというものは、教職員の研修による教職員の資質向上、学習環境の整備、地域社会との連携を深めて地域に信頼される学校づくりであり、特に、合併初年度は、国語と算数の基礎学力の着実な定着に取り組みを進めている。各学校で研修テーマを決め、児童・生徒の学力向上を目指して研修に取り組み始めている。また、校長会の中に学力向上プロジェクトを立ち上げ、一層の学力向上を目指しての取り組みをスタートさせ、中でも特に国語、算数について、指導に関する研究、研修を深めていくことを進めている。さらに、基礎・基本の定着が大事であり、各学校にTTの職員を配置した。TTについては積極的に各学校で活用を図っているので、今後に期待しているという教育長の答弁をいただきました。

そこで、今年度の学力診断の結果について、大きな期待を寄せて学力向上の取り組みの成果を初めにお聞きいたします。

2番目は、ふれあいの船事業について、応募状況と次年度以降の計画について伺います。

事業の趣旨として、対象児童全員参加が理想と思いますが、今年度は競技大会との兼ね合いで日程の調整を図っているとお聞きしておりますので、現況と見通しを伺うものであります。また、来年度以降の事業継続について、財源からして予算措置等の問題はないものか伺うものであります。

3点目は、常北中の建てかえ建設計画について伺います。

前回の定例会では、来年度より計画し22年度完成ということでありましたが、今年度から計画を進めることはできないものか。また、現段階での構想として、城里町の中学校としてどのような役割をさせる考えかを伺います。

というものも、今後の生徒数の減少は把握されていることでありまじょうし、中学生の学校生活には部活動というものがあり、部活動を考えると、減少していく生徒をまとめていく必要があると思いますので、現在町にある3校の中学校の再編を含め、将来の方向性をどのようにお考えかを伺いたいと思います。

4点目は、子どもたちが事件、事故に巻き込まれ、悲惨な結果が報道されている中で、

地域としても子どもたちの安全を守るための取り組みが行われております。そこで、新町誕生以来、登下校に関する事件、事故等の報告としてどのようなものがあったのか。また、それに対してどのような対策をとられてきたのか。教育長になって1年が経過したところでありますが、それについて伺いたいと思います。

教育行政について、最後にTT講師のあり方について伺います。

さきの議会で石塚小学校にTT講師を配備してはどうかとお聞きしたところ、桂等での事業の様子を見ての感想として、人数が多ければ、学級の一人一人の活動に活気があるし、グループ活動で討論もできることから、細分化した指導が子供たちの力になるのか疑問がある。また、費用の面も云々という答弁がされました。が、TT講師を配置することに問題があるのではないかという趣旨にも聞こえましたので、私が考えるTT講師のあり方と若干違いがあり、さらにTT講師のあり方について考えをお聞きするものであります。

また、教育現場の要望にもあるにもかかわらず、石塚小学校だけ小学校としてはTT講師を置かないのはなぜかということもお聞きしたいと思います。

次に、2点目として、ホロルの湯の件について伺います。

私は、旧常北町議会の平成15年第1回定例会に、施設の衛生管理について質問をいたしました。ホロルの湯は、公衆浴場法が適用される施設であり、平成14年10月に、厚生労働省健康局長から都道府県知事あてに、公衆浴場法第3条第2項並びに湯管業法第4条第2項及び同項施行令第1条に基づく条例等にレジオネラ菌発生予防対策を追加する旨の指針についてという内容が知事あてに通達されております。これを受けまして、茨城県でも条例の改正が行われることについて、それに対応した衛生管理が必要ではないかということで、残留塩素濃度、衛生管理者、ろ過器の清掃状況、ろ過方式、ろ過剤の種類、水質検査の項目、レジオネラ菌の特性や生物膜と遊離残留塩素との関係、菌の増殖についての職員の理解度等を質問した経緯があります。当時の執行部答弁としては、14年6月にオープンする以前に県から指導を受けていて、既に条例改正は織り込み済みで運営している。浴槽の温度は60度を設定しており、残留塩素濃度は1から1.5ppmに設定、濃度測定は1時間に一度測定している。また、水質検査は年2回の原則ではあるが、利用者が安心して入浴していただくために、これも毎月実施している。水路やろ過装置は、閉館後毎日職員が清掃し、万全を期していきたいということでありました。

その徹底した管理の中で、今までレジオネラ菌の検出が結果としてなかったのであらうと思いますけれども、今回残念なことに、5月の水質検査においてレジオネラ菌が検出され、休館したという新聞報道を目にすることになってしまいました。

そこで、何点か町長に伺うわけではありますが、まず初めに、我々議会としては、ホロルの湯でレジオネラ菌が検出されたということは大きな問題であると認識しておりますとともに、重大問題発生に際しては議会に対しお知らせをいただき、情報を共有していくこと

が行政運営上建設的であると思いますが、執行部としての問題の重大性をどのように認識しておられるのか伺いたいと思います。

また、2点目は、県の条例では、レジオネラ菌は水質検査において検出されないこととなっておりますが、万全を期しているはずの衛生管理の中で検出されたことに対する責任の所在はどこにあるのか。ホロルの湯には衛生管理者がいるが、どなたか伺いたいと思います。

3点目は、現在ホロルの湯は、指定管理者サンアメニティーが施設の運営を行っておりますが、休館することに対する判断等はどのような経緯のもと休館されたものか、伺いたいと思います。

4点目は、今回は幸いなことに健康被害が発生しませんでした。もし発生したときはだれが責任を負い、賠償することになるのか伺います。協定書の第7章に損害賠償の記述があり、第30条に第三者への賠償が規定されていて、責任を負う者が賠償することになっております。この場合はだれが責任を負うものか、伺うものであります。

5点目は、レジオネラ菌を塩素で殺すことはできないが、菌の活性活動を抑える役目がある。しかし、塩素がpH9のアルカリ温泉水と反応して非常に効き目が弱いという塩素による消毒に限界があることは、温泉水の性質から当初からわかっていたことであります。水質検査で今まで検出されなかったといっても、菌のカウントにおいて1から9の菌の数がカウントされても判定は不検出となることから、毎回菌の数がゼロであったわけではなく、条件次第では菌が増殖することから、今後も検出されても不思議ではないと思います。

そこで、二度、三度とレジオネラ菌が検出されるようなことがあれば、風評被害により利用者が減少することになりかねません。当時の答弁からは、安全を考えれば殺菌であり、殺菌の方法として紫外線やオゾンといったものを併用することがレジオネラ菌発生に対する今後の検討課題であるとしてきたわけでありましたが、これには新たな設備投資が必要になりますが、民間企業が運営している中でだれが投資をするのかということになりますが、企業との管理運営に関する協定書によれば第5条が該当すると考えられ、レジオネラ菌対策設備投資は町が行うと理解しておりますが、レジオネラ菌の再検出のリスクと設備投資を含めた対応について、町はどのような考えか伺います。

6点目は、レジオネラ菌検出による施設の休館を受け、利用者数における影響はあるのかどうか伺いたいと思いますが、今月3日の再開後ということで、資料等の比較ができていますか疑問がありますので、この点についてはわかる範囲で結構でございます。

また、新聞報道で4倍のレジオネラ菌が検出されたという記事から利用者が抱いてしまった4倍という響きをどのように今後払拭していくべきと考えるのか、あわせて伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 7番玉川議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

第1点目の学力診断テストの結果から児童・生徒の学力をどう見るか、この件につきましては教育長よりご答弁を申し上げます。

次に、2番目のふれあいの船事業の応募状況と次年度以降の計画についてということですが、現在報告がありました時点では、小学6年生総数266名中211名が現在のところ参加をすると。約80%であります。次年度以降の計画につきましては、次年度以降も継続をしてみたいと考えておるところであります。

次に、常北中学校の建てかえであります。これにつきましては、計画を進めております平成19年度からの計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、登下校中に関する事件、事故等の報告と対策について。これにつきましては、不審者の情報、児童・生徒の事件、事故等につきましては私も重大なる関心を持って見守っておるところであります。町内の児童・生徒の学習に対する取り組みは、現在のところは大変落ち着いているということをお聞きしておりますが、このような事件、事故に巻き込まれることがないように、防犯パトロール、そういうものも地域ぐるみでやっております。具体的につきましては教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

次に、5番目のTT講師のあり方について、これにつきましては教育長からご答弁を申し上げます。

次に、ホロルの湯の件であります。今後どのような対策をとっていくのかということでもあります。それと、質問の中で何件かありましたので、ご答弁を申し上げたいと思います。

本日の議会冒頭でも申し上げましたように、今回ホロルの湯におきましてレジオネラ菌が発生したということに対しまして、皆様にご迷惑をかけましたことおわびを申し上げたいと思います。

これらにつきましては、数字的には、一番最後にありましたが、4倍というようなことで新聞報道に出ておりました。それらにつきましては、1月はゼロといいますか、カウントしていないということで、10の4倍と、そういうふうな見方なのかなと思っております。いずれにいたしましても、このような菌が検出されたということにつきましては、指定管理者等にも十分その管理等の指示をいたしまして再点検、再清掃を行いまして、現在はゼロというような形で再開をしておるところであります。これらにつきましては、お客さんの信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

また、休館等の判断についてはということですが、これにつきましては、検出がされたという連絡があった当日に即町との協議をいたしまして、指定管理者の方が自主的に休館。保健所の方から指示はなかったんですが、自主的に休館するという措置をとりました。これについては、私は適切な休館の判断ではなかったかと思っております。

それから、損害賠償等の問題であります、これについては協定書、そういうものに従いまして今後十分そのような想定をしながら、もしというような想定もありますので、そういうことを想定しながら指定管理者と町とが話を詰めてまいりたいと、このように考えております。

それから、殺菌の方法であります、現在塩素薬剤殺菌ということで行っておりますが、ペーハーが高いと殺菌能力が劣るといことは言われておるところであります。オゾン、紫外線、銀イオン、光触媒、そういう殺菌の方法がありますが、いずれにしましても、最終的には塩素も併用していかなければならないというようなこともありますので、十分それらも検討の中には入るわけではありますが、ほとんど現在のほかの施設等もこの塩素殺菌を用いているというような状態であります。十分に管理者、現在の運営しておる会社等につきましても指導をして、今後このようなことが起きないような体制をとってまいりたいと考えております。

議長（小林 宏君） 三村教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 7番玉川議員さんからのご質問にお答えしたいと思います。

まず、最初の学力診断テストの結果から、児童・生徒の学力をどう見るのかということなんですが、昨年度の結果と今年度の結果の比較ということでちょっとお話をしたいというふうに思っています。

1年生については4.8、昨年度よりも上がっています。それから、2年生が、残念ながら1.7点下がったと、昨年度との比較でございます。それから、3年生がちょっと大きかったんですが、平均で6点下がってしまったということ。こういう結果が中学生については言えるんです。そういう中で、ただ、この今申し上げました数値については、城里町全体の子どもの学力というのか、テストの結果ということは若干言えない面がございます。というのは、私が申し上げました数値は、3校の平均点をプラスして3で割ったという数字でございますので、子どもにも生徒の差がありますので、そういう意味からいうと、この点数の結果というのはいま少し上がってくるのではないかなというふうに思っているところでございます。しかし、少しずつ努力の成果は出てきているというふうに、私としては学校訪問しながら感じているところでございます。

なお、数値の公表につきましては、これ以上のことは控えさせていただきたいというふうに思っています。

それから、小学校の結果について言えることは、前年度と大きな差は見られませんが、少しずつプラスの方向に努力の成果が出てきているというふうに感じています。しかし、昨年度マイナスだったところは、今年度もマイナスであったという傾向が見られますし、昨年度プラスのところは、今度新しい学年になった結果もプラスだというような傾向は解消されてはおりません。しかし、点数の様子から見れば、先生方の努力の成果は少しずつ

出ているというふうに感じているところでございます。

なお、議員さんの方から指摘のありました昨年度からの取り組みという話があったんですが、いろいろな取り組みが正式にスタートしたのは今年度でございます。授業研究会のこと、その他については今年度スタートだということでご理解いただきたいというふうに思っています。

それから、2点目のふれあいの船事業の応募状況云々という話でございますけれども、これについては町長の方から具体的な数字が出されていますので、それでご理解いただきたいと思うんですけれども、ただ、不参加者が50数名いるという中で、この様子、一人一人にどうして参加しないのかということの調査は行っておりません。ただ、担任の先生からの報告でいうと、子ども会の行事というのはほとんど影響ないんじゃないかと。それから、少年団活動については、A班で参加できないからB班にというようなことでの参加を希望してありますので、その方向で参加は認めるということで行っています。多くはバス酔いをするので船酔いが心配であるという、そういう理由が多いんだということを担任の先生の方からの報告では受けているところでございます。

それから、中学校の話につきましては、町長さんの方からお話がありましたとおりで進めていきたいというふうに思っております。

さらに、登下校時の不審者の話ですけれども、昨年4月以降の不審者情報というのは17年度中に13件ありました。車から声をかける、車で登下校中に待っていて露出する、そういう事件が大部分でした。しかし、不用意に声をかけられて車に乗ってしまう、乗せられてしまう、そういうことは事件に巻き込まれる危険が非常に多いので、学校としてはこのようなことのないように、子どもを一人にしない、一人にさせないということで努力しているところでございます。また、地域の方のボランティア活動も大変一生懸命やっただいてるので助かっているところでございます。

なお、不審者情報の発信につきましては、5月から町の情報メールで配信も始めました。さらには、今年度に入りましてからは不審者情報が3件、内容については声かけと露出、そういうことなんですが、特に粟地区であった件と、それから下阿野沢地区であった件、さらには青山小学校であった件について情報メールで発信をしているところでございます。

それから、TT講師の件でございますけれども、第1回目の定例会でのご質問の際に、TT講師について、学級にある程度人数がいることによって、1学級としての一人一人が授業に参加でき、自分自身で考えて自分から共同思考に参加し、自分の考えを持って授業に参加することによって考える力もついてくるんだと。これが真の学力ではないかというようなことでお答えをしたつもりであります。そういう中で、その活動を授業の場面では大事にしていきたいと考えているわけですが、一方ではその援助についてのチームティーチングも大事な活動であるというふうに理解はしております。一人でも多くの手が入って指導に当たるのは教育効果が上がるとも考えられるわけですが、財政的な面も考慮して、

この点については前回お答えをしたような形で進めていきたいというふうに思っています。

なお、石塚小にどうしてT Tが配置されていないんだという話がございましたけれども、これにつきましては、T Tというのは非常勤講師で配置されているわけですが、石塚小、常北中、桂中につきましては正式な教員を加配するというような形で回答されていることをご理解いただきたいというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 産業振興課長。

〔産業振興課長飯田 修君登壇〕

産業振興課長（飯田 修君） 玉川議員さんの質問で、ホロルの湯の入場利用者の状況でございますが、6月3日に開館しまして、6月13日までの9日間の平均入場者、これが822人でございます。17年度、昨年度の6月1カ月間の入場者の1日平均が970人でございます。昨年に比べると一日当たりの入場者が15%減、84.7%になっておりますので、そのぐらいの数値が影響範囲かなと考えております。

以上です。

議長（小林 宏君） 7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、教育行政でありますけれども、昨年答弁をいただいたことは今年度から始まったということであるので、特別成果というものはないということに残念であります。

その中で、私若干疑問があるのは、教育長の答弁で、一番大切なものは教員の質の向上だということ、教育指導方法を研修してまいると。教員の資質を上げていくことが一番大切ではなからうかということにありますけれども、私が思うには、学校の先生は基本的にそれは備わっているのではないかという中で、それをさらにということなんだろうと思いますけれども、その間に生徒たちはどんどん月日がたってしまうのではないかということをお考えすると、また校長先生初め教職員の方というものは定期異動がございます。ですから、異動されてまたその先生を指導をされるとか、研修をされるとか、研究をしていくということになりますと、子供たちになかなかその恩恵が伝わるのが遅いのではないかということをお考えすると、もしできるのであれば、定期異動の際に優秀な先生を町の方から教育委員会が選んで招聘していただければ、もしできるのであれば、その方が早道ではなからうかと思っておりますので、その点を考慮していただければありがたいと思います。

また、ふれあいの船事業でございますけれども、全員無理して行くことはないと思いませんし、自由参加でありますから、80%参加というものは高い参加率だと思います。

その中で、次年度以降も継続していくということでございますが、この事業は補助率が66%ぐらいあったと思いますけれども、町負担が大きいのではないかと。補助金の財源として、ふるさと創生基金を財源として今回はありますけれども、ふるさと創生基金という

ものは限りがございます、ずっとやっていくとなくなってしまうのではないかと。そのときにはどこから財源を引っ張ってくるんだということもあります。児童・生徒数が少なくなっていくますから、10年でなくなるということは計算上ない。しかし、限りがあるということを考えれば、じゃ一般財源から持ってくるができるのかということもありますし、先ほどのTT講師の件で、財源的な問題でTT講師の配置ができないという話がありました。じゃ、どちらが同じお金を使ってやるべき事業かなということも考える必要があるのではないかなと私は思います。

それと、中学校の建てかえ問題でございますけれども、19年度、来年度からということですが、じゃなぜ逆に今年度からできないものかなということをお聞きしたいと思います。

計画というものはあくまでも計画であって、なかなかふだん計画どおりいかないというものが常でありまして、おくれるというのが一般的でございます。しかし、1年おくれれば、児童・生徒期待しているところが、1年というものは限りがある中学校生活でありますから、早くできるにこしたことはないと思いますし、できることであれば今年度から取りかかっていたら、22年度には間違いなく完成を見られるんじゃないかということで、なるべく今年度から計画を進めることができないのか、できない理由は何なのかということをお聞きしたいと思います。

それから、私4番目のことで、不審者情報ということに固定観念が集まっておりますけれども、不審者情報ももちろんであります、事件、事故等の事例はなかったのかということもお聞きしたわけでございますので、あればあったなり、また、それにどのように対応されたのかということもお聞きしたいことでもありますので、実際に被害があったか、なかったか、そういうことも含めてお聞きしたいと思います。

さらに、そのTT講師のあり方ということで、先ほど教育長が答弁されたことは私も知っておりますけれども、私が考えるTT講師というものは、TT講師がなくても学級全体としてやることは、教育長がおっしゃられたとおりのことはやって当たり前でありまして、私はその指導の内容で、特に前回、前々回の中で、発展問題等にTT講師が活躍しているという旨もお聞きしております。そういうことで、TT講師、指導者の数がふえるということで利点があるということを私は考えていただきたいということでありまして、教育長のおっしゃることはさておいて、プラスということで聞いております。

それと、3名ほど加配を小学校されているということは私も知っておりますけれども、現場の声としてはこれでは足りないという話を聞いております、前回は申し上げましたけれども。それと、その現場では、1クラス当たりの児童・生徒数が1けたにもかかわらずTTがいらっしゃる。石塚小学校等では、30名前後のクラスに対して加配の3名というのが現実的にはプラスになっていないと。なぜ人数が多いのに、加配ではなくてTT講師がいないのかなと。少ないところはいて、多いところは少ないというのが現場の声であり

ますので、現場としてはTT講師の配置を求めていると言うことでありますし、先ほど教育長が答えられたことと私は別問題だと思っております。教わる方の児童も、教えていただく指導内容、疑問を持ったときに、30名が1人の先生に質問をして時間が間に合うかと。2人いれば15人対応でございますから、その方が目が届くのではないかとということで、TT講師をお願いできないかということで聞いておりますので、聞いている問題の趣旨がちょっと違うということで、さらに今回お聞きしたわけでございますので、そういうことでお願いできないかと。

費用の問題ということでありましたけれども、先ほどのどちらにお金をかけるべきかということも考えていただきまして、TT講師の配置を私は優先すべきではないかなということをお願いを申し上げたいと思っておりますし、なぜふれあいの船事業の補助率がそんなに高いのかなということも疑問を感じております。修学旅行に対する補助率というものは、ちょっと私疑問というか、記憶の中では1人当たり5,000円の補助であったような資料をどこかで目にした記憶があります。修学旅行というものは、学校の生活の中では、将来にその思い出等を考えますと必ず参加すべきであって、私は有意義な経験をされると思っております。その修学旅行に対する補助率が低い。しかし、自由参加でありながら、ふれあいの船事業というものは高額の補助率をしている。これは、ちょっとバランスが悪いのではないかなと。そのように思いますので、このあり方についてももう一度再考をお願いしたいと思っております。

続きまして、ホロルの湯でございますけれども、町長の答弁に私が聞いた答えがありませんので、改めて質問をさせていただきます。

まず、第1点目の重大事故があったときに、議会にも迅速にその事故等、そういう重大問題が発生した旨をお知らせいただけないものかなと。我々も、そういう情報を共有することで町民からの質問等に答えられると思っております。それが、後から新聞報道で見て、町民よりも情報が遅い。こういうことで、我々としては果たしてこれでいいものかということを考えますと、情報を共有できないものか。ぜひ議会に対しても速やかにお知らせいただければありがたい。そのことについて、執行部はどのように考えているかということで質問しておりますので、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

それから、2点目の管理運営は民間が委託されて指定業者がやっているわけで、その内容については我々がどうのこうの言えませんが、今回レジオネラ菌が検出されてしまった。これにはだれかが責任を負わなくちゃいけないと私は思うんでありますけれども、普通に考えれば、衛生管理者というものを置かなければならないということになっております。3年前は、小滝さんという支配人さんが指定管理者になっておりました。今回は、また同じ方なのか、だれなのか私はわかりませんが、この方はどのようなことをおっしゃっておられるのか、またそれを伺いたい。町に対してどのように答弁されているのかお聞きしたいと思います。

ですから、レジオネラ菌は検出されてはいけない。それが検出されてしまった。衛生管理が悪かったということになると思いますけれども、この責任の所在ですね。はっきりとした所在が確認されることが今後の対応に役立つと思いますので、それを伺いたいと思います。

それから、3点目の自主的に休館したということでありましてけれども、それはそれとして結構なことでありましてけれども、休館することを判断したのはだれなのか。町との協議の中で町がじゃ休館しなさいよと言ったのか、または業者の方でこれこれこういうわけで休館した方がいいだろうということでしたのか、この点を伺っているわけでありまして、自主的にというのはどのようなことなのか、もう一度伺いたいと思います。休館することの判断ですね。なぜ休館することがよかったのか。それは、結果としていろいろあるでしょうけれども、その判断はだれがされたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、その損害賠償の件でありますけれども、これはもう一度お聞きしますけれども、仮に健康被害が発生した場合にはだれが賠償するのかということをお聞きしたいと思います。

協定書の第31条に、保険加入というものが規定されておりますけれども、果たしてこの健康被害に対しても対応できるものは入っているのか。町が入るべき保険にはこれは該当していないような気がしますけれども、仮に町が賠償しなくてはならないということであれば、町としても保険に入らなくてはならないだろうし、業者が賠償するのであれば、業者がしっかりとここも想定しなくちゃいけないと私は思います。

それから、5点目の新たな設備ですね。先ほど町長も答弁されました。私も、3年前の答弁で聞いた内容からして、塩素消毒とともに、殺菌の方法として紫外線やオゾン、これらのものを併用するということが今後の検討課題であるということにはわかっていたわけでございます。でも、現在としてはずっと塩素で対応してきて、事なかれというか、事はなかつたわけでございますが、いつ発生しても、このようなレジオネラ菌が検出されてしまうということは、想定はされていたはずでございます。

一番大切なことは、レジオネラ菌が検出されることによって健康被害がなかったことは、それは幸いでございますが、どうしても人間が介在しておりますので、例えばこの間町長のお話の中で、原因としては土壌、また人体、送水管の汚染、またろ過器の洗浄不足ということがあったんではなからうかということでございますが、これは、どうしても防ぎようがないのではないかなと。たびたびこの検出されたということが報道されますと、先ほど15%の利用者が減ということがありました。たびたび出ますと、これがじゃ30%になるかという、もっと大きな数字としてあらわれてしまうんじゃないかということでありまして、まだオープンして4年ぐらいでございます。30億円ぐらい投資をして、これがレジオネラ菌という風評被害だけでつぶれてしまう可能性があるわけでございます。ですから、健康被害が出たことに対しては保険で解消はできると思いますけれども、施設そのも

のが風評被害でつぶれてしまうと、これは大変なことだろうということです。ですから、この問題の重大性というのはそこにあることであって、今回被害者が出なかったからいいじゃないかというような問題では私はないと思います。だから、どのような重大性を認識されているのかということをご自分で伺っているわけでございます。

先ほどレジオネラ菌が1から9はゼロということで、不検出ということで今まではなかった。1からそういう小さな数字にしてはなかった。1が基準ということで、4倍というのは、私その4倍の意味合いちょっとどういう意味かわからないんですけども、例えば、1があると健康被害を及ぼす危険性があるから1が基準なのか、また、検出の基準として1から始まっているということで4倍というのがあるのかわかりません。ただ、新聞報道では4倍でございます。私は、その4倍の数字で直接健康被害が出る数なのかどうかはわかりませんが、何をもちょう4倍かはわかりませんが、その新聞記事を読んだ方は4倍もというイメージを抱いてしまったわけでございますよね。その4倍という数字が何を意味するかははっきりわからないと思うんですけども、4倍もというのはかなり多いんじゃないかという報道がされてしまったということです。ですから、ちょっと利用を控えようじゃないかという方が出ても不思議ではないと。こういうことをどのように対応されるのかということでございます。

例えば、私が水戸に通っているスポーツジムなんかでも自前で温泉があります。ここも以前塩素消毒をしていたということでございますが、塩素消毒では限りがあるということで、先ほどの光触媒という話ではなかったと思いますけれども、私もちょっと記憶がなくて。方法は別な方法であったということは記憶しておるんですけども、逆にそういう装置を取り入れて殺菌しておりますというのがうたい文句になっております。ですから、今回の危機を逆に利用して投資をすれば、それなりの逆宣伝もできると、払拭できるということもあるのではなかろうかということも考えなくちゃいけないんじゃないかと思っております。ですから、その場合には、協定の中では新たな投資となりますと町がせざるを得ないわけでございますが、その点はどうするのかと。

また、今後も塩素消毒と、殺菌ではございません。塩素消毒ということで対応していきたいということですが、風評被害がさらに起きて、利用者が激減してしまった結果つぶれるということも想定しなくちゃいけないんだろうと。それをどのような危機意識を持っているのか。投資をしないでいくというのは今からの判断であります、執行部の判断でございます。で、つぶれてしまうことに対する結果としてだれが責任を負うのかということをご自分で伺いたいと思います。今回は検討課題ということできて、今回指定管理者が請け負っているわけでございますが、今回この問題が起きて、さらに今後も塩素だけで対応して、また仮にこの風評が発生して、結果としてつぶれるようなことがあった場合には、その30億円投資したことがむだになってしまうというか、大変な損失になります。これの責任はだれが負うのかということでございます、これからの問題としてですね。それ

の責任は、今の執行部が負わなくてはいけないんじゃないかと私は思いますけれども、そんなような考え方でよろしいのかということでお聞きしたいと思いますので、2回目として質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 玉川議員の第2回目の質問であります。教育行政についての1番目につきましては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

2番目につきましても、教育長の方からご答弁を申し上げます。

それから、3番目の常北中学校の今年度からなぜ事業に入れないのかということですが、手順としては、やはり国庫補助、それから起債、そういう段階的な国・県の協議もごございますので、そういう段階を踏んで19年度から事業に着手していきたいと、そういうことでもあります。

それから、5番目につきましても教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

次に、ホロルの湯につきましては重大事故の報告であります。報告がおくれましたことをおわびを申し上げたいと思います。今後このようなケースがあった場合には、議会の方にもご報告を申し上げたいと思います。

それから、2番目の管理運営上でレジオネラ菌が検出をされた責任者はだれかということですが、現場の管理運営に当たっておる者であると思います。

それから、3番目の休館する判断につきましては、現実運営をいたしております会社の判断を町の方が協議を受けましたので、それによって即、翌日から休館という処置をとったわけでもあります。

次に、賠償の問題であります。これにつきましては賠償保険、町か業者かということですが、それぞれ賠償保険に加入しております部分がありますので、そういう中でケースによって今後協議を詰めてまいりたいと思っております。

それから、5番目のレジオネラ菌に対する今後の対処であります。当面塩素殺菌ということでやっておりますが、それ以外に先ほど申し上げましたような方法で効果があるものがあれば併用していくということも十分検討をしてみたいと思います。

なお、施設等のそれらに対する最終的な責任は町長にあると思います。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） まず、教員の質の向上の件で、既に備わっているのではないかと話がありましたけれども、これ県の教育委員会の方も、職員の研修というのは現在も非常に大事にして取り組んでいるところでございます。あるときには授業をほかの先生にかわってもらって、研修センターへ行って研修をするというようなことが多々行われ

ているような状態で、常に私たち教職員というのは研修で子どもたちに対応していくということが要求されている中がございますので、研修については十分これからもやっていかなければならない、お願いしなければならないということを考えているところでございます。

なお、研修するよりも優秀な教員を集めろというお話ですけれども、気持ちはよくわかりますけれども、とにかく先生方には先生方の事情もありますし、そういう中で、できるだけ私の方としては教育の効果が上がるように、これからの教員配置というのか、人事異動については取り組んでいくつもりであります。

それから、ふれあいの船の事業の財政負担の問題ですけれども、これについては財政の方をお願いをしたいというふうに思っています。

さらに、常北中の建てかえの件ですが、少しでも早くということ、今町長の方から話がありましたようなことで、実際にスタートが来年度なのかということでもないだろうと思うんです。ただ、これ教育委員会の中での内部的な問題を検討しなければならないところもありますので、具体的な計画については19年度からということをご了解いただきたいというふうに思っています。

さらに、事件、事故云々の話でございますけれども、これについては、特にこれが事件だ、事故だということはございませんでした。昨年度、特にスタートしました4月から6月までは、特に、小さなことについては、自転車に乗っていてけがをしたとか、転んだとか、あるいは交通事故で救急車に乗せられたというような、そんなこともありましたけれども、幸いなことに大きなことには至っておりませんし、不審者としてのそういうことではなかったように思っています。

さらに、T T講師の話ですけれども、30人にゼロだと。その半分よりも少ないようなところに配置されていることについては、これは県の方針でもありますし、私の方としてこれ以上のことはちょっとお話しできないかと思うんですが、ただ議員が指摘されましたように、30名のところに2人で指導すれば、1人15人ずつ担当すればいいというようなことでお話があったかと思うんです。ただ、そういうことといえば、特に小さなところでの学校にお願いをして歩いたことがひとつあるんですが、とにかく個別指導、個別指導ということに入っていきけれども、とにかくみんな考えて、みんなで一つの結論を出すというような方向のそういう討論というのか、みんなで知恵を出し合うという、その場面を大事にしてほしいと。そうすることが真の力になるのではないかとお願いをして歩いた経緯がございます。財政的な問題もありますので、T T配置につきましてはご理解いただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（小林 宏君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 玉川議員さんのご質問で、財政計画ということで、本年度の基金はふるさと創生基金を充てております。これにつきましては、それぞれ旧町村で公共整備基金が常北地区、桂がふるさと創生ということで、本年度はふるさと創生基金を充てて財源としております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） なかなか答弁が難しいようで、再度お聞きするものでございますけれども、学力診断テストの結果で、去年聞いたときにはそういう取り組みをされるということであったので、すごく期待をしたものであります。その取り組みがことしから始まったということでありまして、なぜ去年からすぐ始められなかったのかと、逆に疑問があります。去年始めていれば、それなりにまた学力も向上したのではないかなということでございます。

ことしとか、去年とか、来年とか言うことは、我々は簡単でございます。もう20歳を過ぎてしまいますと、1年や2年もう五十歩百歩で同じでございますが、子どもたちの1年というものは限りがある1年、学校生活の中では学年が変わって、小学校も卒業する、中学校も卒業するという節目がありますので、大人の感覚で去年とかことしとか、そういう大きなスパン、我々には大したことではなくても、子どもたちには大きな節目になってしまうので、なるべく早く始めていただければありがたいと思いますので、子どもたちの立場になって始めていただければありがたいと思いますし、中学校の建てかえ問題でございまして、教育長は来年度ばかりというわけではないと。もちろんそうだと思います。補助金とか、そういう財政的な問題は来年申請とかありますから、それはそれでいいと思いますけれども、学校全体のデザインであるとか、どのぐらいの規模が妥当であるとか、そういう検討を進めていくのはことしもできるのではなからうかということもありますし、将来常北中学校どのような構想を持っているのかという答弁がございませんけれども、それら聞いたのは、小学校の再編問題も検討しなくてはいけない。それに、私中学校も加えなくちゃいけないんじゃないかなということだと思いますと、じゃどのような児童・生徒の数から常北中学校の今後の位置づけを含めて考えていくことも中学校の建築に当たっては考慮すべき点ではないかなということも含めて聞いておりましたんだけれども、答弁がございません。そういうことも含めて、検討を早く始めていただければ、間違いなく22年には完成を見るんじゃないかなと思いますので、ぜひそのようにできるものから少しずつでもいいから早く始めていただきたい。我々の1年と子どもたちの1年は違うということを十分認識していただければと思います。

それから、事件、事故等ささいなことはあったけれども、大きなことはなかったということなので、まず安心はしておりますが、ちょっと私が聞いていることとちょっと違うな

ということがありますので、この問題については個別に聞いた方がよろしいかなと思いますので、この場ではこれ以上お聞きしません。

また、私もいろいろなパトロールという形で目にしております。また、学校の下校時間に、先生の方が自転車やバイクで付き添いをしているとか、一緒に歩いているとかよく目にしますので、大変なご苦労なことであろうと思います。しかし、どうしても人的に頼ってしまうと、その日に限って行事があってできなかったとか、そういう日に限って事件、事故がどうしても起こるような傾向がありますので、栃木の件にしても、たまたまその日祖母が迎えに来なかったと。その日に事件が起きてしまったということがありますので、一番安全な登下校の方法としては何が一番妥当な方法であるかということも、どのように考えていらっしゃるかを、ここでかわりに聞きたいなと思います。

それから、TT講師についてはちょっとやはり考え方が違うなということで、みんなで考えて結論を出すということは、議論をしてですね。大切なことであるということはわかっております。私が聞きたいのは、問題を解くときにどうしても超えられない壁があるときに、ちょっとしたヒントをいただくとか、そういう方法をとるのに、30名を1人で見るとよりも2人で見えていった方がいいのではなかろうかと。そういうヒントをいただいて壁を乗り越えることができれば、すぐに子どもたちの学力はぼんと上がるものだと、私はそのように思いますけれども、その機会があるか、ないかの問題で私は聞いておりますので、そういう面では、やはりTT講師がいらっしゃった方が効率がいいのではないかと聞いております。教育長さんがおっしゃっていることは十分理解しておりますけれども、私が聞いている趣旨とちょっと若干違いますので、そういう面でちょっとしたヒントを与えてもらう機会がふえるんじゃないかということでございます。そういうことでTT講師さんが必要ではなかろうかと私は思いますので、その考え方の違いがあるんであろうと思いますので、そういう方向で目を向けていただければありがたいなと思います。重ね重ねお願いをしたいと思います。

それから、財源のことですけれども、以前聞いたのは桂で行っていた事業でありまして、桂時代にふるさと創生基金から使っていたので、今回も同じ名目でそこから出したということで、それは聞いておりますけれども、ですから、今後の財源的には、ふるさと創生で名目上いいと思います。それは、別に問題はないと思いますけれども、その財源は枯渇するのではないかと聞いてございます。そのときに、じゃ一般財源から出していくのか、一般財源にそれほど余裕があるのかということでもあります。ですから、その事業を継続していく上で、財源が切れたときに、10年ちょっと過ぎると切れるような計算になりますので、そのときにはどこから財源をひねり出すのかなということをお聞きしているものでございますので、それをお答え願えればと。長期に見たときに、基金というものはもうなくなってしまおうということを念頭に入れていただきたいなと思います。そうやってお答えしていただければありがたいと思います。

また、先ほどのホロルの湯の質問でございますが、町長が責任を負うべきということでありますが、じゃ町長はどのように責任を負ってくれるのかなということでございます。ですから、先ほど新しい塩素に頼らず別な方法も併用していくことがやはり今後の検討課題であるというように答弁がされております。これは前回と同じでありまして、検討をしていくんだけれども、財政的な問題で、例えば現状維持でいくという判断は町長がされるのかな。それに対応して、例えば風評が再発し、つぶれるようなことがあったときに町長が責任を負うということをおっしゃいましたけれども、じゃどのようにその責任を負っていただけるのかなということがやはり一番問題ではなかろうかなということでございます。ですから、大変申しわけございませんでしたという言葉で終わってしまうのか、その30億円かけた施設でございますので、それが使い物にならないということは大変ダメージが大きいことでございます。その点についてどのように、そのときの町長が負うんでありましようけれども、いつ発生するかわかりませんけれども、どのように町長が負うのかなということを、難しい質問でございますが、お聞きしたいなと思います。

以上で質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 教育行政につきましては教育長の方からご答弁を申し上げます。また、財政問題につきましては担当課長の方からお答えを申し上げたいと思います。

次に、ホロルの湯の責任でございますが、もしというようなご質問かと思えます。仮定の話でありますから、どういうケースでどういうことなのかというような具体例があったときには私が責任をとります。そういうことのないように、ホロルの湯の運営に万全を期すように努めてまいりたいと考えています。

以上です。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） まず、第1点目の教育改革プロジェクトについての昨年度からできなかったのかというお話でしたけれども、できるところからはスタートさせていますけれども、例えば授業研究会とかというような形についてはどうやったらいいのかというようなことの検討もありましたので、正式なスタートが今年度になったということで、決して教育委員会の方で、それから学校現場で来年からやればいいわという形で取り組んできたわけではないことはご理解いただきたいというふうに思っています。

それから、中学校の建てかえのことと、それから中学校の再編の話もちょっと出てきましたけれども、これについては、とにかくこれから地域の声を聞いて、その上でどうしていったらいいのかということを検討しなければならない大きな課題だというふうに思っています。教育委員会でこうしましょう、ああしましょうということの結論はちょっと出し

かねますので、ご了解をいただきたいというふうに思っています。

それから、TT講師の件につきましてですけれども、ちょっとつまずいたときに、ヒントがもらえれば次に進めるのではないかとということを十分理解はできます。しかし、いろいろな面でつまずいたときに、即、手が入ることが本当に本人の力をつけていくのかということは非常に疑問があることも私としては現場で体験してまいりました。

具体的な話ちょっと出したいと思うんですけれども、ある生徒が、私がやりますと言って黒板の前に出て行ったのはいいけれども、黒板に書こうとして行き詰まってしまって、15分間動きがとれなかったという経験がございました。これは、そこに一言さっと手が入れば本人のためになるのかなということも考えられるんですが、その子に後で聞いたならば、あの時間は本当に苦しかったと。しかし、あそこで15分立ってから、ちょっと友だちから手を入れていただいたので助かったんですと。本当に力になりましたという答えをいただいた経験もございます。

そういう意味では、つまずいたから即、手を出すということも、その場は抜けられるかもしれないけれども、かなりいろいろな問題を含んでいるのではないかとこのように思います。転びそうな子に、すぐ手をかすことが本当に本人のためになるのかといえ、やっぱり転べば転び方も覚えるということもありますので、そういう点も私としては教育の現場の中では大事にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小林 宏君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 玉川議員さんのご質問で、ふるさとの船の財政計画でございますけれども、なくなったときどうするんだということでございますけれども、事業は当面続けていくということでございますけれども、予算編成あるいは財政計画等を含めて事業の選択をせざるを得なくなってくるかなというふうに考えております。当面は今の基金等で対応をしていくことと考えております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 答弁漏れ。

教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） すみません。登下校につきましての安全について、何が絶対に安全なのかということは、私としても正直なところ見当がつかないところがございます。家に帰ってまで一人にいる子どもゼロではありませんし、そういうことを考えたときに、これから考えなければならないところが多々あるだろうと思います。

そういう中で、ちょっと心配だなと思うことが、先日スクールサポーターという方が教育長室へ見えられまして話をしていたことの中に、各学校とも地域とも一生懸命ボラン

ティア活動的なもので登下校の安全ということをやってくれていると。私が見る限りで一番登下校について安全の意識が欠けているのが保護者自身ではないかということで、ぜひその旨が心配だからしっかりやってくれという文書を出してくれということ念押しに来られたんですね。確かに、聞くところによると、せっかくボランティアの方が庭先まで、玄関先まで送っていったのにあいさつもなかったということでの苦情も大分来ているところでございます。

そういう意味で、特にこれから一つ大きな課題は、保護者に対しての啓蒙と申しますか、そういうところでより安全を確保できるような体制をとらなければならないのと、それから、もう一点は、両親共働きのためにというような家庭が結構あるわけですが、そういう方についてはとにかく地域社会との関係を深めていただいて、地域で守っていただけるような、そういう姿勢が欲しいなということを感じているところでございます。

議長（小林 宏君） 以上で、7番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、4番桐原健一君の発言を許可いたします。

4番桐原健一君。

〔4番桐原健一君登壇〕

4番（桐原健一君） 4番桐原健一でございます。

通告の順に従い質問をさせていただきます。

まず最初に、小児医療費無料化についてでございます。

町では、昨年2月1日より小学6年生児童まで年齢枠を拡大し、所得制限も撤廃し助成することになり、現在実施されております。助成の方法としては、医療機関ごとに1カ月分をまとめて申請し、自己負担額以外の分を償還払いしております。しかし、1回の外来の診療に対して自己負担が600円、月2回外来に行っても1,200円ということで、保護者の方は共働きで申請に行かない人もいるとお聞きしました。また、町では申請があった保護者の方に、今度は口座に振り込むという手間がかかるわけでありまして、そこで、自己負担額を町に申請することなく、現在の償還払いから、城里町にはたくさんの病院があるわけでありまして、病院での窓口精算ができれば手続の簡素化になるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

次に、少子化対策について質問します。

先ほどもありましたけれども、1人の女性が生涯に産む子どもの数、合計出生率が昨年は1.25、また茨城県の合計出生率も1.24で全国平均を下回ったと言われております。政府はこの数字を厳しく受けとめ、今後少子化対策は最重要課題になってくると言われております。町では、ことし4月より少子化対策として次世代育成支援制度がスタートし、支援金が支給される保護者の皆様から大変に喜ばれておりますが、ある保護者の方は、1歳と4歳の2人の子を保育園に入れて、現在月に7万円を払っていると、3人はとても産めないとも言っていました。町として、さらに少しでも保護者の負担を軽くし、第3子を産め

る環境を整えたいというのであれば、3人の子を保育所、また幼稚園に入れた場合に、第3子以降の保育料、幼稚園費を無料化にしてはと思いますが、お伺いいたします。

最後に、移動通信用鉄塔施設整備事業について質問します。

現在は、いろいろな機種携帯電話が普及しており、大人から子どもまで使われております。そういう中で、七会保育園の近くではエーユーの通信ができないとか、春園地区ではドコモが圏外で通信できないとか、現在上古内、下古内、小坂地区にドコモの鉄塔を建てているわけでありましてけれども、今後携帯電話の通信のできない地域への解消を図るための移動通信用鉄塔施設整備事業補助の活用はできないものかお伺いします。

1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 4番桐原議員からの一般質問についてご答弁を申し上げます。

第1点目は、小児医療費の無料化、病院での窓口精算ができないのかということであり、これにつきましては、いわゆるマル特と申しますか、町が行っております小学校6年生までの医療費無料化の制度であります。県が行っておるマル福の場合は窓口払いもやっておるようですが、町につきましては、単純に考えれば、そこで差し引いてくれたらいいだろうというふうな発想は当然だと思います。しかし、県内医療機関全域と契約を結ぶと。そして、こういう方式でやってくださいよというやり方になると、基本的には医師会、歯科医師会、そういう方の契約を町独自でしていかなければならないということで、町独自でいろいろなほかの町村でも制度がありますので、ほとんどが立て替え払いのような形になっています。そういう中で非常に難しいということが現状であります。しかし、まとめて毎月請求を出していただくなくても、半年なり1年でも町では受け付けるという体制でありますので、毎回毎回ではなくて、まとまった時点で請求をしていただければ一番ありがたいな、そういうふうに思っておるところであります。

なお、事務的に改善すべき点があれば、なお改善をしてみたいと考えております。

次に、少子化対策であります。第3子以降の保育料、幼稚園費の無料化についてということですが、保育料につきましては国が基準を定めておまして、その所得階層によって保育料が決定をされておるわけでありまして。しかし、町におきましても独自に所得階層や料金、それらをあわせて軽減措置を、現在のところ実際には国の基準までは、していないわけでありまして。そういう中で保育料をいただいておりますが、例えば乳幼児の方が保育所へ入った場合、2人目の人は2分の1になる。3人目の人は10分の1になる。そういう軽減措置があるんですが、これは、3人、例えば2歳、3歳、5歳と、そういう形で3人目の話ですので、それでも3人行けば3人目の方は10分の1、そういう軽減措置もとおるわけでありまして。ほかの市町村と比べましても、保育料そのものは非常に国の基準によっていますので、そのまま適用しておるところもありますが、城里町は安いと

は言えませんが、中間ぐらいに位置しているのかと思っておりますので、どうかご理解をいただければと思っております。

次に、移動通信用の鉄塔施設整備事業であります。移動通信の施設設置の補助制度がございます。町にも、特に過疎地域につきましては毎年要望を出しておりますが、採択にならないというのが現状であります。本年度も、来年度の19年度の事業要望を出しておりますが、採択は難しいと、そういう話になっておりますが、いずれにしても、この場合は、町は3,000万円から5,000万円ぐらいの負担をしているということになるわけです。そういうことですが、その補助採択にならないということは、国の予算も少ない、そういうことではなかろうかと思っておりますが、町内にも各所携帯が入らないというところがあることは事実であると思えます。

しかし、業者が、エーユーとかNTTドコモ、ボーダフォン、そういう会社がことしの5月に入って町内に5カ所建てるという申請が出ています。会社自体がその利用価値があれば現在は建てていると。そういう状況の中でありますので、消極的な期待かもわかりませんが、そういうことも期待をしていきたいと。補助事業につきましては、そのような状況でありますので、採択は非常に難しいということであります。

以上です。

議長（小林 宏君） 4番桐原健一君。

〔4番桐原健一君登壇〕

4番（桐原健一君） 小児医療費無料化について、なかなか難しいということですがけれども、町というか、七会診療所とか桂診療所、また、四倉さんと身近に子どもを診察できるところがあるんですけども、この町の中の病院についてもこれ無理でしょうか。もしこれ町の方でできれば、保険課の方においても何か昨年1年間で1万件の支払いがあったというんですけども、やはりこれ窓口精算できれば非常に手間が省けるんじゃないかと思えます。

また、少子化対策についてですけれども、常陸大宮市でも3子以降保育料、幼稚園が3子、4子無料というふうにしたそうでありまして、先日保育園と幼稚園の両方の機能を持つ認定子ども園を整備する幼保一本化法が成立したわけでありまして、秋から各地でスタートされるわけでありまして、これから、保育所は確かに児童福祉法、幼稚園は学校教育法で、職員の資格も保育所は保育士、幼稚園は幼稚園教諭ということで、実際の内容はそんなに変わらないと思うんですけども、これからは、そうした垣根を全部取り払ってしまうわけではないけれども、実質的に幼保の機能を果たせる施設をつけるようになるこの子ども園というのが秋からスタートするわけでありまして、確かに3人目は10分の1の支払い、3人いた場合には10分の1かもしれないけれども、本当に今若い保護者の方に少しでも軽減となればいいのかなと思えました。

通信移動鉄塔施設については、ボーダフォンが5カ所つくるということで、だんだん整

備されてくるのかなと思います。大体内容はわかりました。

質問を終わります。

議長（小林 宏君） 以上で、4番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室へお集まりください。議員各位は議員控室でお待ちくださるようお願い申し上げます。

午後 2時22分休憩

午後 2時54分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、21日とあさって22日は休会といたします。次の会議は23日金曜日午後2時に本会議場において開会し、議案質疑から入ります。開議10分前までに時間厳守の上ご参集くださるようお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 2時55分散会